

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年1月20日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	My SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

My SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。また、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約締結の相手方からの取得申込み及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）からの取得申込み（以下「確定拠出年金によるお申込み」といいます。）については1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

2026年 1月21日から2026年 7月17日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込みコース＞

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

香港の銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜信託金限度額＞

上限 1,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
--------	------	------------	------	-----------	--------------	-----

株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般						
大型株	年2回	日本	ファンド		TOPIX	
中小型株				なし		条件付運用型
	年4回	北米	ファン		その他	
債券			ド・オブ・ファンズ		(MSCIエマー	
一般	年6回	欧州			ジング・マー	ロング・
公債	(隔月)				ケット・イン	ショート型/
社債		アジア			デックス(配	絶対収益追
その他債券	年12回	オセアニア			当込み、円換	求型
クレジット属性	(毎月)				算ベース))	
()	日々	中南米				その他 ()
不動産投信	その他 ()	アフリカ				
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		中近東 (中東)				
		エマージング				
資産複合 ()						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記す

るものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG分類：当ファンドはESG投信ではありません。

<ファンドの特色>

特色1

金融商品取引所等に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

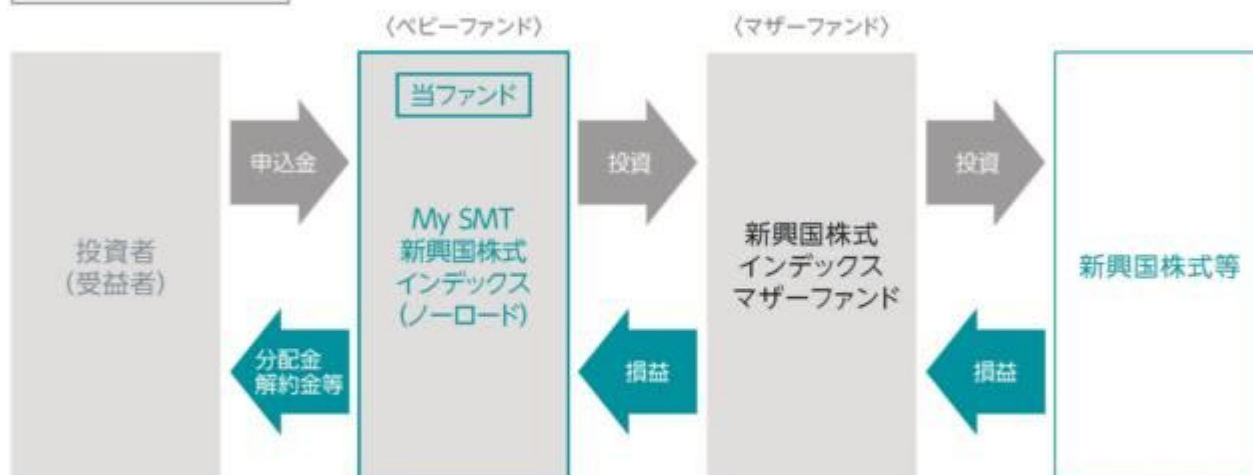
●原則として、為替ヘッジは行いません。



DR(預託証券)とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

ファンドのしくみ



ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

＜マザーファンドの概要＞

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
新興国株式インデックス マザーファンド	取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

特色2

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)※に連動する投資成果を目指します。

※「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIエマージング・マーケット・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

特色3

ノーロードファンドです。

●購入時手数料が無料のノーロードファンドです。

※その他の費用等については、後掲「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

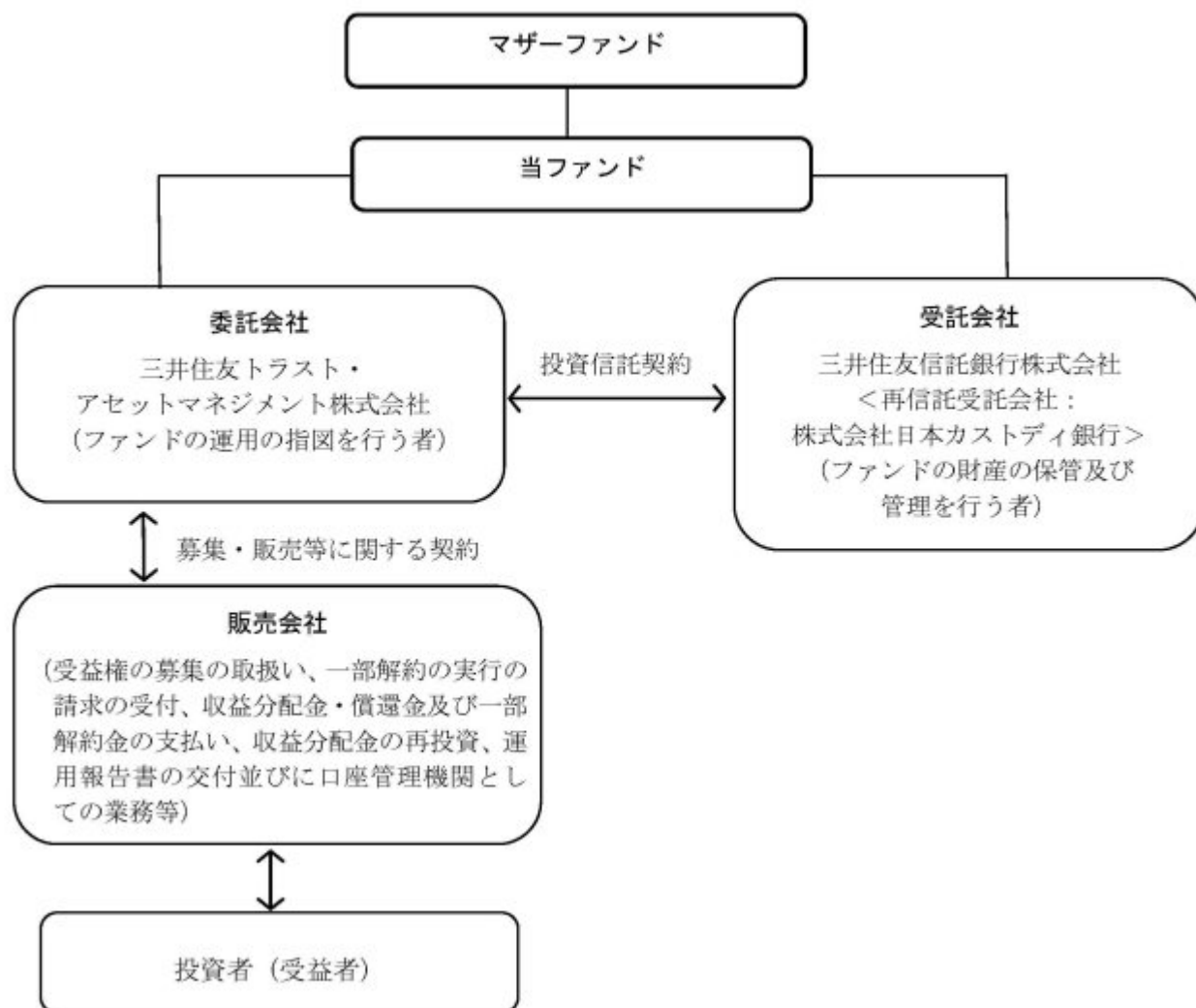
2018年 1月12日

当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2022年7月21日

当ファンドの名称を「i-SMT 新興国株式インデックス
(ノーロード)」から「My SMT 新興国株式インデッ
クス(ノーロード)」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】**①当ファンドの仕組み及び関係法人**



②委託会社の概況（2025年11月28日現在）

イ．資本金の額：20億円

ロ．委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ．大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

新興国株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とします。

③投資態度

イ. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として金融商品取引所等に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

ロ. 株式（DR（預託証券）を含みます。）への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

ハ. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

ニ. 投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことができます。

ホ. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限りします。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
 13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（「投資法人債券」及び「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

- イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「新興国株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

(2)投資態度

- ①主として、取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。
- ②株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として、高位を維持します。
- ③組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- ④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

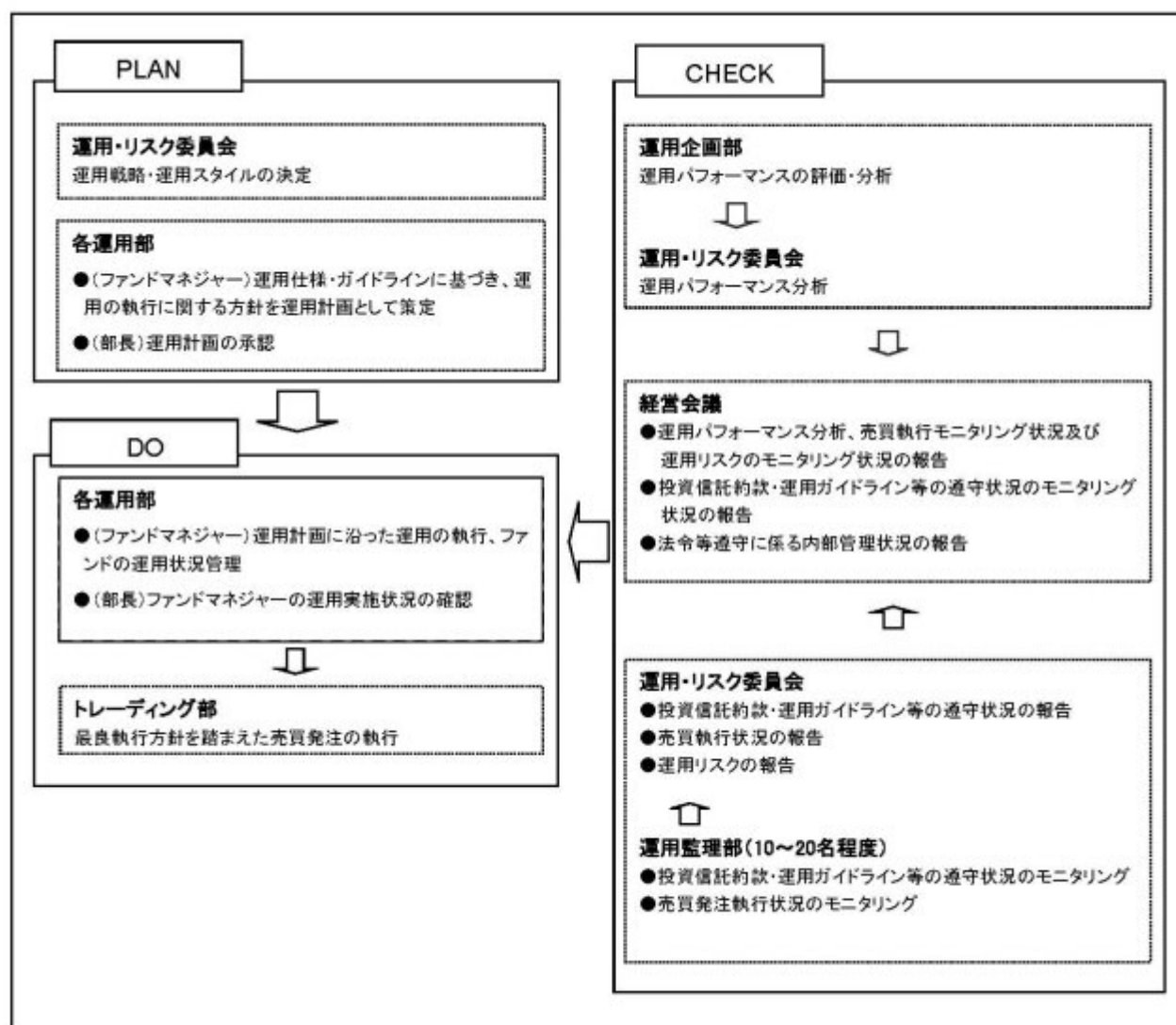
3. 運用制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額

が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。

- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

イ．株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

ロ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ハ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ニ．投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ホ．信用取引の指図範囲

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ヘ．先物取引等の運用指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- (ロ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。
- (ハ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

ト. スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
- (ロ) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ. 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことを指図することができます。
- (ロ) 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

リ. 有価証券の貸付の指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次のa.及びb.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- （ロ）上記（イ）a.及びb.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- （ハ）委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ヌ. 公社債の空売りの指図、目的及び範囲

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は下記ル.の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）上記（イ）の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ル. 公社債の借入れの指図、目的及び範囲

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- （ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）上記（イ）の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ヲ. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ワ. 外国為替予約取引の指図、目的及び範囲

- （イ）委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- （ロ）上記（イ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

カ. 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代

金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ヨ. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

タ. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の

事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

①ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑥確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2020年12月～2025年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を正確に把握するとともに、投資対象としての可能性を有するマーケットベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に關するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコフサイインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコフサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに關し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、説明又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorgan Global Bond Index-Emerging Markets (除く日本、円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を変更・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。また、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.187%（税抜 0.17%）（※）を乗じて得た額とします（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.0825% （税抜 0.075%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.0825% （税抜 0.075%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.022% （税抜 0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

- ②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

- イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たりません。
- ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

⑤確定拠出年金の場合

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年11月28日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.35%	0.18%	0.17%

※対象期間は2024年10月22日～2025年10月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2025年11月28日現在の状況について記載してあります。

【My SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,857,290,293	99.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,920,629	0.05
合計（純資産総額）		5,860,210,922	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	新興国株式インデックス マザーファンド	957,496,002	5.8688	5,619,401,633	6.1173	5,857,290,293	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	(2018年10月22日)	23,921,223	23,921,223	8,336	8,336
第2期計算期間末	(2019年10月21日)	46,355,841	46,355,841	8,693	8,693
第3期計算期間末	(2020年10月20日)	66,253,978	66,253,978	9,445	9,445
第4期計算期間末	(2021年10月20日)	132,150,617	132,150,617	12,009	12,009
第5期計算期間末	(2022年10月20日)	215,110,511	215,110,511	10,752	10,752
第6期計算期間末	(2023年10月20日)	840,584,370	840,584,370	11,845	11,845
第7期計算期間末	(2024年10月21日)	2,776,179,182	2,776,179,182	14,983	14,983
第8期計算期間末	(2025年10月20日)	5,384,981,317	5,384,981,317	18,257	18,257
2024年11月末日		2,762,619,654	—	14,130	—
12月末日		3,027,402,410	—	14,891	—

2025年 1月末日	3,133,318,039	—	14,709	—
2月末日	3,231,359,345	—	14,644	—
3月末日	3,325,414,495	—	14,644	—
4月末日	3,251,299,222	—	13,827	—
5月末日	3,586,355,759	—	14,832	—
6月末日	3,964,370,795	—	15,687	—
7月末日	4,337,541,867	—	16,523	—
8月末日	4,485,610,383	—	16,438	—
9月末日	5,056,714,070	—	17,708	—
10月末日	5,800,579,165	—	19,300	—
11月末日	5,860,210,922	—	19,060	—

②【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2018年 1月12日～2018年10月22日	0
第2期計算期間	2018年10月23日～2019年10月21日	0
第3期計算期間	2019年10月22日～2020年10月20日	0
第4期計算期間	2020年10月21日～2021年10月20日	0
第5期計算期間	2021年10月21日～2022年10月20日	0
第6期計算期間	2022年10月21日～2023年10月20日	0
第7期計算期間	2023年10月21日～2024年10月21日	0
第8期計算期間	2024年10月22日～2025年10月20日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	2018年 1月12日～2018年10月22日	△16.6
第2期計算期間	2018年10月23日～2019年10月21日	4.3
第3期計算期間	2019年10月22日～2020年10月20日	8.7
第4期計算期間	2020年10月21日～2021年10月20日	27.1
第5期計算期間	2021年10月21日～2022年10月20日	△10.5
第6期計算期間	2022年10月21日～2023年10月20日	10.2
第7期計算期間	2023年10月21日～2024年10月21日	26.5
第8期計算期間	2024年10月22日～2025年10月20日	21.9

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2018年 1月12日～2018年10月22日	46,986,652	18,289,576	28,697,076
第2期計算期間	2018年10月23日～2019年10月21日	38,841,566	14,211,432	53,327,210
第3期計算期間	2019年10月22日～2020年10月20日	50,094,598	33,277,425	70,144,383
第4期計算期間	2020年10月21日～2021年10月20日	91,515,473	51,620,419	110,039,437
第5期計算期間	2021年10月21日～2022年10月20日	123,650,533	33,625,066	200,064,904

第6期計算期間	2022年10月21日～2023年10月20日	708,809,785	199,246,270	709,628,419
第7期計算期間	2023年10月21日～2024年10月21日	1,539,205,247	395,988,518	1,852,845,148
第8期計算期間	2024年10月22日～2025年10月20日	1,512,083,480	415,342,007	2,949,586,621

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

新興国株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	台湾	58,712,922,141	19.20
	ケイマン	52,540,246,852	17.18
	インド	47,531,263,940	15.54
	韓国	37,007,799,195	12.10
	中国	32,786,577,692	10.72
	ブラジル	10,870,229,328	3.55
	南アフリカ	9,040,053,234	2.96
	サウジアラビア	8,792,458,570	2.88
	メキシコ	5,298,788,761	1.73
	アラブ首長国連邦	4,242,254,403	1.39
	インドネシア	3,583,112,303	1.17
	マレーシア	3,510,875,593	1.15
	タイ	3,046,879,758	1.00
	ポーランド	2,933,168,550	0.96
	香港	2,280,160,839	0.75
	クウェート	2,069,329,851	0.68
	カタール	2,001,979,040	0.65
	ギリシャ	1,719,600,888	0.56
	チリ	1,575,570,622	0.52
	イギリス	1,257,713,590	0.41
	トルコ	1,237,864,361	0.40
	フィリピン	1,156,463,698	0.38
	バミューダ	1,097,015,387	0.36
	ハンガリー	861,682,914	0.28
	アメリカ	849,223,843	0.28
	ルクセンブルク	500,842,177	0.16
	チェコ	450,857,673	0.15
	コロンビア	431,614,337	0.14
	エジプト	167,644,018	0.05
	オランダ	161,391,552	0.05
	ペルー	140,443,918	0.05
	カナダ	96,992,983	0.03

	シンガポール	7,161,247	0.00
	ロシア	—	—
	英ヴァージン諸島	—	—
	小計	297,960,183,258	97.43
投資信託受益証券	ブラジル	520,719,027	0.17
	メキシコ	131,461,222	0.04
	小計	652,180,249	0.21
投資証券	メキシコ	282,036,457	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,926,120,226	2.26
合計(純資産総額)		305,820,520,190	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,867,440,000	2.25

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	494,794,696	0.16

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率（％）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	4,708,389	7,288.31	34,316,245,716	7,163.51	33,728,638,769	11.03
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	1,222,300	12,762.42	15,599,505,966	12,309.49	15,045,895,739	4.92
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	902,594	10,475.29	9,454,942,928	11,074.50	9,995,777,253	3.27
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	3,271,288	3,222.81	10,542,749,493	3,031.57	9,917,164,732	3.24
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	104,819	62,060.00	6,505,067,140	58,208.00	6,101,304,352	2.00
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	2,151,007	1,739.73	3,742,177,861	1,786.37	3,842,499,752	1.26
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1,172,176	2,616.50	3,067,001,434	2,767.48	3,243,977,739	1.06

中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	18,360,620	163.65	3,004,842,151	165.66	3,041,802,079	0.99
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,406,248	1,218.04	2,930,925,564	1,153.15	2,774,769,694	0.91
ケイマン	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,298,400	850.29	2,804,600,494	827.34	2,728,908,151	0.89
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	1,023,868	2,376.66	2,433,393,799	2,463.92	2,522,737,545	0.82
ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC-ADR	一般消費財・サービス流通・小売り	132,945	21,267.22	2,827,370,749	18,137.75	2,411,323,706	0.79
ケイマン	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	964,050	2,053.26	1,979,445,303	2,093.52	2,018,257,956	0.66
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	292,804	6,289.92	1,841,713,736	6,689.27	1,958,647,941	0.64
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	502,386	3,541.94	1,779,424,585	3,745.23	1,881,551,872	0.62
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	377,903	4,817.28	1,820,464,564	4,702.46	1,777,075,253	0.58
ケイマン	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	648,000	2,485.71	1,610,745,329	2,701.86	1,750,810,140	0.57
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	617,187	2,614.90	1,613,888,149	2,772.08	1,710,895,133	0.56
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	11,862,515	127.42	1,511,556,063	130.64	1,549,762,851	0.51
サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	382,348	4,291.75	1,640,945,088	4,009.40	1,532,988,174	0.50
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	150,490	11,111.66	1,672,194,692	10,043.00	1,511,371,070	0.49
ケイマン	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	343,430	4,408.46	1,514,000,852	4,323.92	1,484,965,219	0.49
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	720,000	1,970.72	1,418,923,440	1,952.61	1,405,879,200	0.46
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	1,212,000	1,166.53	1,413,838,602	1,152.44	1,396,760,310	0.46
ブラジル	株式	VALE SA	素材	694,587	1,893.26	1,315,038,478	1,938.56	1,346,503,585	0.44
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	156,989	8,057.10	1,264,876,072	8,239.00	1,293,432,371	0.42
ケイマン	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	119,857	11,001.04	1,318,552,251	10,779.61	1,292,012,315	0.42
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	13,474,200	92.19	1,242,259,259	95.21	1,282,944,606	0.42
イギリス	株式	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	素材	97,443	10,826.71	1,054,987,999	12,907.17	1,257,713,590	0.41
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	1,054,629	1,174.01	1,238,147,562	1,189.79	1,254,791,816	0.41

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.94
		素材	6.58
		資本財	5.26
		商業・専門サービス	0.11

	運輸	1.52
	自動車・自動車部品	3.22
	耐久消費財・アパレル	0.97
	消費者サービス	1.89
	メディア・娯楽	6.88
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.80
	生活必需品流通・小売り	0.95
	食品・飲料・タバコ	2.31
	家庭用品・パーソナル用品	0.48
	ヘルスケア機器・サービス	0.63
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.71
	銀行	16.52
	金融サービス	2.62
	保険	2.79
	ソフトウェア・サービス	1.77
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.27
	電気通信サービス	2.54
	公益事業	2.30
	半導体・半導体製造装置	15.14
	不動産管理・開発	1.27
小計		97.43
投資信託受益証券	—	0.21
投資証券	—	0.09
合計		97.74

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI EMERG M	買建	639	アメリカドル	44,205,499	6,923,907,308	43,844,985	6,867,440,000	2.25

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	3,160,000.00	492,486,000	494,794,696	0.16

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

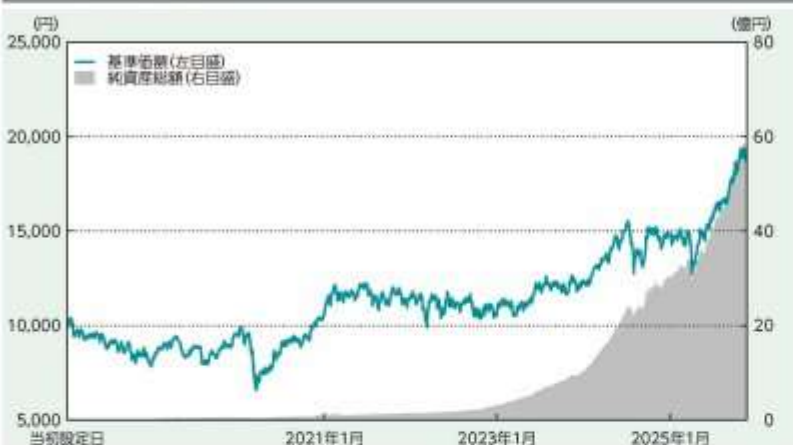
(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績



基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	19,060円
純資産総額	58.60億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
2025年10月	0円
設定来 分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	半導体・半導体製造装置	11.0%
TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン島	株式	メディア・娯楽	4.9%
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.3%
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	ケイマン島	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	3.2%
SK HYNIX INC	韓国	株式	半導体・半導体製造装置	2.0%
HDFC BANK LTD	インド	株式	銀行	1.3%
RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	株式	エネルギー	1.1%
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	銀行	1.0%
HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.9%
XIAOMI CORP-CLASS B	ケイマン島	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.9%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2016年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2025年は年初から作成基準日までまでの収益率です。

※2016年～2017年は、ファンドのベンチマークである「MSCエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)」の年間収益率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込単位＞

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、確定拠出年金によるお申込みは1円以上1円単位とします。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

ありません。

＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

香港の銀行休業日

＜申込受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください（ただし、確定拠出年金による一部解約は1口単位）。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

香港の銀行休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座にお

いて当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

③外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（2018年 1月12日設定）

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年10月21日から翌年10月20日までとします。

ただし、第1計算期間は2018年1月12日から2018年10月22日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

（1）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（2）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権

に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことは

できません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2024年10月22日から2025年10月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【My SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2024年10月21日現在)	第8期 (2025年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,312,156	16,169,847
親投資信託受益証券	2,774,807,081	5,382,271,401
未収利息	84	206
流動資産合計	2,789,119,321	5,398,441,454
資産合計	2,789,119,321	5,398,441,454
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,778,698	9,434,214
未払受託者報酬	247,039	460,123
未払委託者報酬	1,852,710	3,450,831
その他未払費用	61,692	114,969
流動負債合計	12,940,139	13,460,137
負債合計	12,940,139	13,460,137
純資産の部		
元本等		
元本	1,852,845,148	2,949,586,621
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	923,334,034	2,435,394,696
（分配準備積立金）	356,460,795	1,184,585,734
元本等合計	2,776,179,182	5,384,981,317
純資産合計	2,776,179,182	5,384,981,317
負債純資産合計	2,789,119,321	5,398,441,454

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2023年10月21日 至 2024年10月21日	第8期 自 2024年10月22日 至 2025年10月20日
営業収益		
受取利息	7,247	44,854
有価証券売買等損益	380,603,245	913,466,900
営業収益合計	380,610,492	913,511,754
営業費用		
支払利息	364	-
受託者報酬	374,379	794,481
委託者報酬	2,807,722	5,958,458
その他費用	93,470	198,497
営業費用合計	3,275,935	6,951,436
営業利益又は営業損失（△）	377,334,557	906,560,318
経常利益又は経常損失（△）	377,334,557	906,560,318
当期純利益又は当期純損失（△）	377,334,557	906,560,318
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	42,580,352	22,033,335
期首剰余金又は期首欠損金（△）	130,955,951	923,334,034
剰余金増加額又は欠損金減少額	555,698,415	831,552,165
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	555,698,415	831,552,165
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,074,537	204,018,486
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,074,537	204,018,486
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	923,334,034	2,435,394,696

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年10月21日から翌年10月20日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第8期計算期間は2024年10月22日から2025年10月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第7期 (2024年10月21日現在)	第8期 (2025年10月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,852,845,148口	2,949,586,621口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)1.4983円 (14,983円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)1.8257円 (18,257円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2023年10月21日 至 2024年10月21日			第8期 自 2024年10月22日 至 2025年10月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	48,646,949円	費用控除後の配当等収益額	A	90,089,303円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	286,107,256円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	794,437,680円
収益調整金額	C	566,873,239円	収益調整金額	C	1,250,808,962円
分配準備積立金額	D	21,706,590円	分配準備積立金額	D	300,058,751円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	923,334,034円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,435,394,696円
当ファンドの期末残存口数	F	1,852,845,148口	当ファンドの期末残存口数	F	2,949,586,621口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,983円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,256円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第8期 自 2024年10月22日 至 2025年10月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第8期 (2025年10月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

	第8期 (2025年10月20日現在)
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第7期 自 2023年10月21日 至 2024年10月21日	第8期 自 2024年10月22日 至 2025年10月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	709,628,419円	1,852,845,148円
期中追加設定元本額	1,539,205,247円	1,512,083,480円
期中一部解約元本額	395,988,518円	415,342,007円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期 (2024年10月21日現在)	第8期 (2025年10月20日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	373,961,015	911,709,534
合計	373,961,015	911,709,534

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	新興国株式インデックス マザーファンド	918,695,832	5,382,271,401	
合計		918,695,832	5,382,271,401	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

新興国株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2025年10月20日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	7,581,035,816
コール・ローン	480,446,845
株式	285,050,574,318
投資信託受益証券	574,042,931
投資証券	264,573,419
派生商品評価勘定	173,381,460
未収配当金	273,260,986
未収利息	6,122
差入委託証拠金	1,762,019,151
流動資産合計	296,159,341,048
資産合計	296,159,341,048
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	45,300
前受金	172,904,060
未払金	328,132
未払解約金	398,928,270
流動負債合計	572,205,762
負債合計	572,205,762
純資産の部	
元本等	
元本	50,453,787,594
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	245,133,347,692
元本等合計	295,587,135,286
純資産合計	295,587,135,286
負債純資産合計	296,159,341,048

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年10月20日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (3) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。

	2025年10月20日現在
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	(2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。 投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025年10月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	50,453,787,594口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 5.8586円 (1万口当たり純資産額) (58,586円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2025年10月20日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2025年10月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

	2025年10月20日現在
	(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2025年10月20日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年10月22日
期首元本額	47,658,760,259円
期中追加設定元本額	6,887,942,053円
期中一部解約元本額	4,092,914,718円
期末元本額	50,453,787,594円
期末元本額の内訳	
SMT 新興国株式インデックス・オープン	6,348,654,502円
世界経済インデックスファンド	14,384,165,048円
DC新興国株式インデックス・オープン	6,854,794,092円
DC世界経済インデックスファンド	8,042,978,878円
新興国株式インデックス・オープン（SMA専用）	84,964,040円
コア投資戦略ファンド（安定型）	63,601,521円
コア投資戦略ファンド（成長型）	160,191,142円
分散投資コア戦略ファンドA	234,906,255円
分散投資コア戦略ファンドS	1,152,911,948円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	1,469,208,786円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	775,173,756円
コア投資戦略ファンド（切替型）	54,887,938円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	339,241,149円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	15,494,890円
SMT インデックスバランス・オープン	73,265,261円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	30,221,646円
外国株式SMT Bセレクション（SMA専用）	3,433,397,495円
SMT 世界経済インデックス・オープン	336,195,199円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	1,565,711,454円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	248,573,360円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	9,232,530円
グローバル経済コア	1,160,150,729円
My SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）	918,695,832円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	53,915,578円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	18,491,262円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2030	138,972,038円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2040	167,490,481円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2050	83,776,801円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2060	110,755,317円
10資産分散投資ファンド	17,745,690円
グローバル10資産バランスファンド	36,950,835円
DC世界経済インデックスファンド（株式特化型）	24,575,230円
DC全世界株式インデックスファンド（オール・カンントリー）	175,261,224円

区分	2025年10月20日現在
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,633,763,746円
F O F s 用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	113,605,246円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	82,545,031円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	16,963,917円
F O F s 用 新興国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	22,264,769円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	12,437円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	13,492円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	16,295円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	21,780円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	12,260円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	16,714円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年10月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	46,813,366,426
投資信託受益証券	73,957,825
投資証券	34,147,361
合計	46,921,471,612

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「新興国株式インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2025年10月20日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	9,520,276,690	—	9,693,180,750	172,904,060
合計		9,520,276,690	—	9,693,180,750	172,904,060

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

（2025年10月20日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	75,060,000	—	75,492,100	432,100
	アメリカドル	75,060,000	—	75,492,100	432,100
合計		75,060,000	—	75,492,100	432,100

(注) 時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	239,400	1.96	470,421.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	36,930	25.57	944,300.10	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	4	0.00	—	
	SEVERSTAL - GDR REG S	38,773	0.00	—	
	SOUTHERN COPPER CORP	16,542	129.81	2,147,317.02	
	KANZHUN LTD	75,108	21.67	1,627,965.90	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	40,826	37.79	1,542,814.54	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	79,268	11.09	879,082.12	
	AUTOHOME INC-ADR	12,283	28.11	345,275.13	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	110,347	22.36	2,467,358.92	
	VK CO LTD	19,368	0.00	—	
	PDD HOLDINGS INC-ADR	137,181	128.48	17,625,014.88	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	54,676	18.80	1,027,908.80	
	JBS NV-A	70,000	13.03	912,100.00	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	14,788	31.96	472,624.48	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	488,730	2.15	1,050,769.50	
	CREDICORP LTD	13,321	254.06	3,384,333.26	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	648,000	15.00	9,720,000.00	
	QFIN HOLDINGS INC-ADR	20,753	25.21	523,183.13	
	XP INC - CLASS A	60,000	16.55	993,000.00	
アメリカドル 小計		2,176,298		46,133,468.78 (6,966,153,785)	
メキシコペソ	CEMEX SAB-SPONS	2,824,261	17.73	50,074,147.53	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	604,092	148.90	89,949,298.80	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	35,000	793.45	27,770,750.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	102,000	124.21	12,669,420.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	33,575	559.24	18,776,483.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	53,100	239.58	12,721,698.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B	74,980	408.90	30,659,322.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	42,685	232.09	9,906,761.65	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	54,300	133.19	7,232,217.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	1,060,980	61.76	65,526,124.80	
	ALFA S.A.B.-A	691,623	14.51	10,035,449.73	

	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV-NOM	106,875	179.82	19,218,262.50	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	348,140	177.06	61,641,668.40	
	GRUMA S.A.B.-B	25,960	316.50	8,216,340.00	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	279,600	62.05	17,349,180.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	181,800	35.92	6,530,256.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	483,300	173.04	83,630,232.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	371,700	47.97	17,830,449.00	
	QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	46,700	162.22	7,575,674.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	3,521,340	20.64	72,680,457.60	
	メキシコペソ 小計	10,942,011		629,994,192.01 (5,178,552,258)	
ブラジルリアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	716,100	31.64	22,657,404.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	841,840	29.73	25,027,903.20	
	PRIO SA	178,800	36.12	6,458,256.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	151,900	21.07	3,200,533.00	
	GERDAU SA-PREF	312,408	18.00	5,623,344.00	
	SUZANO SA	133,779	47.63	6,371,893.77	
	VALE SA	694,587	60.13	41,765,516.31	
	EMBRAER SA	135,200	80.61	10,898,472.00	
	WEG SA	314,144	40.15	12,612,881.60	
	LOCALIZA RENT A CAR	192,040	36.60	7,028,664.00	
	MOTIVA INFRAESTRUTURA DE MOB	248,600	14.43	3,587,298.00	
	RUMO SA	244,300	15.47	3,779,321.00	
	VIBRA ENERGIA SA	173,000	23.49	4,063,770.00	
	RAIA DROGASIL SA	259,280	19.58	5,076,702.40	
	AMBEV SA	906,200	12.37	11,209,694.00	
	MBRF GLOBAL FOODS COMPANY SA	101,655	15.67	1,592,933.85	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	145,700	40.79	5,943,103.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	326,023	15.05	4,906,646.15	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	1,046,482	17.68	18,501,801.76	
	BANCO DO BRASIL S.A.	313,000	20.90	6,541,700.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	1,054,629	37.49	39,538,041.21	
	ITAUSA SA	1,049,268	11.00	11,541,948.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	1,055,809	12.56	13,260,961.04	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	108,900	31.96	3,480,444.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	142,000	14.77	2,097,340.00	
	PORTO SEGURO SA	45,000	46.33	2,084,850.00	
	TOTVS SA	124,500	41.33	5,145,585.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	178,800	33.00	5,900,400.00	
	TIM SA	162,800	23.64	3,848,592.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	37,000	57.34	2,121,580.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	221,600	54.63	12,106,008.00	

	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	275,375	10.83	2,982,311.25	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	85,500	128.89	11,020,095.00	
	COMPANHIA PARANAENSE DE ENER	204,600	13.05	2,670,030.00	
	CPFL ENERGIA SA	27,200	39.48	1,073,856.00	
	ENEVA SA	154,000	16.70	2,571,800.00	
	ENGIE BRASIL SA	46,250	40.06	1,852,775.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	225,100	36.33	8,177,883.00	
	ブラジルリアル 小計	12,633,369		338,322,337.54 (9,438,618,069)	
チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	216,965	1,299.00	281,837,535.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	30,645	41,800.00	1,280,961,000.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	42,366,632	21.65	917,237,582.80	
	EMPRESAS COPEC SA	90,423	6,513.00	588,924,999.00	
	FALABELLA SA	114,533	5,820.00	666,582,060.00	
	CENCOSUD SA	245,832	2,748.00	675,546,336.00	
	BANCO DE CHILE	8,683,203	157.60	1,368,472,792.80	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	14,760	47,350.00	698,886,000.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	11,550,169	66.04	762,773,160.76	
	ENEL AMERICAS SA	4,111,249	88.30	363,023,286.70	
	ENEL CHILE SA	5,361,278	72.55	388,960,718.90	
	チリペソ 小計	72,785,689		7,993,205,471.96 (1,259,473,399)	
コロンビアペソ	GRUPO CIBEST SA	50,698	62,900.00	3,188,904,200.00	
	GRUPO CIBEST SA-PREF	84,565	54,780.00	4,632,470,700.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	85,511	22,900.00	1,958,201,900.00	
	コロンビアペソ 小計	220,774		9,779,576,800.00 (385,628,272)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS PLC	20,295	42.56	863,755.20	
	OPAP SA	44,643	17.97	802,234.71	
	JUMBO SA	19,341	26.86	519,499.26	
	ALPHA BANK SA	411,806	3.37	1,387,786.22	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	507,661	3.40	1,726,555.06	
	NATIONAL BANK OF GREECE	161,569	12.96	2,093,934.24	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS	217,059	6.89	1,495,970.62	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	31,807	15.62	496,825.34	
	PUBLIC POWER CORP	35,892	14.24	511,102.08	
	ユーロ 小計	1,450,073		9,897,662.73 (1,743,077,383)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	180,590	173.20	31,278,188.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	517,736	26.40	13,668,230.40	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	291,229	194.90	56,760,532.10	
	KOC HOLDING AS	139,884	152.70	21,360,286.80	

	TURK HAVA YOLLARI AO	103,615	292.00	30,255,580.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	163,700	92.80	15,191,360.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	81,228	527.00	42,807,156.00	
	AKBANK T.A.S.	586,183	54.85	32,152,137.55	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	211,372	75.60	15,979,723.20	
	TURKIYE IS BANKASI-C	1,876,733	11.28	21,169,548.24	
	YAPI VE KREDI BANKASI	611,127	28.12	17,184,891.24	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	223,091	94.25	21,026,326.75	
	トルコリラ 小計	4,986,488		318,833,960.28 (1,150,384,812)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	13,303	1,044.00	13,888,332.00	
	MONETA MONEY BANK AS	60,710	176.20	10,697,102.00	
	CEZ AS	25,883	1,299.00	33,622,017.00	
	チェココルナ 小計	99,896		58,207,451.00 (421,701,341)	
ハンガリーフォ リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NY	78,018	2,744.00	214,081,392.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	28,741	10,360.00	297,756,760.00	
	OTP BANK NYRT	44,199	30,330.00	1,340,555,670.00	
	ハンガリーフォリント 小計	150,958		1,852,393,822.00 (837,767,334)	
ポーランドズロ チ	ORLEN SA	114,979	88.85	10,215,884.15	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	27,186	187.75	5,104,171.50	
	BUDIMEX	2,800	538.40	1,507,520.00	
	LPP SA	230	16,825.00	3,869,750.00	
	CD PROJEKT SA	12,492	256.90	3,209,194.80	
	ALLEGRO.EU SA	113,795	33.54	3,817,253.27	
	CCC SA	12,000	154.00	1,848,000.00	
	DINO POLSKA SA	94,710	44.97	4,259,108.70	
	ZABKA GROUP SA	55,000	21.75	1,196,250.00	
	BANK MILLENNIUM SA	130,000	14.68	1,908,400.00	
	BANK PEKAO SA	33,684	184.90	6,228,171.60	
	M BANK SA	2,923	913.60	2,670,452.80	
	PKO BANK POLSKI SA	168,233	74.46	12,526,629.18	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	7,343	482.00	3,539,326.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	116,529	54.56	6,357,822.24	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	169,800	10.40	1,765,920.00	
	ポーランドズロチ 小計	1,061,704		70,023,854.24 (2,906,326,065)	
ロシアルーブル	GAZPROM PJSC	1,310,610	0.00	0.13	
	LUKOIL PJSC	44,089	0.00	—	
	NOVATEK PJSC	105,900	0.00	0.01	
	ROSNEFT OIL CO PJSC	134,073	0.00	0.01	

	SURGUTNEFTEGAS PJSC	1,232,060	0.00	0.12	
	TATNEFT PJSC	179,460	0.00	0.01	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC	722,000	0.00	0.07	
	NOVOLIPETSK STEEL PJSC	195,980	0.00	0.01	
	PHOSAGRO PJSC	8,882	0.00	—	
	POLYUS PJSC	39,690	0.00	—	
	MAGNIT PJSC	7,985	0.00	—	
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	1,141,420	0.00	0.11	
	VTB BANK PJSC	151,214	0.00	0.01	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JO	79,708	0.00	—	
	ロシアグループ 小計	5,353,071		0.48 (一)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO - H	329,000	10.80	3,553,200.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	442,000	6.66	2,943,720.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	4,869,400	4.04	19,672,376.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO -H	625,500	40.16	25,120,080.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	4,050,000	7.32	29,646,000.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP COMPANY LIMITED-H	557,700	11.01	6,140,277.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	1,120,000	8.20	9,184,000.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	237,500	24.04	5,709,500.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	555,500	25.26	14,031,930.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	728,000	5.76	4,193,280.00	
	CMOC GROUP LTD-H	810,000	14.59	11,817,900.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	234,000	31.32	7,328,880.00	
	MMG LIMITED	1,176,000	6.36	7,479,360.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	178,250	37.90	6,755,675.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	321,000	31.56	10,130,760.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	1,185,000	32.60	38,631,000.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	875,000	4.10	3,587,500.00	
	BOC AVIATION LTD	68,800	68.05	4,681,840.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	546,000	4.53	2,473,380.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	706,000	4.01	2,831,060.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT-R	442,000	10.02	4,428,840.00	
	CITIC LTD	703,000	11.13	7,824,390.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-H	17,000	521.50	8,865,500.00	
	CRRC CORP LTD-H	936,000	6.35	5,943,600.00	
	FOSUN INTERNATIONAL	288,000	5.01	1,442,880.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	178,000	21.26	3,784,280.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	166,500	23.94	3,986,010.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	408,800	14.98	6,123,824.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	132,300	43.38	5,739,174.00	
	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	385,547	14.93	5,756,216.71	

COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	518,050	12.77	6,615,498.50	
J&T GLOBAL EXPRESS LTD	450,000	9.90	4,455,000.00	
JD LOGISTICS INC	326,200	12.07	3,937,234.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	322,000	9.59	3,087,980.00	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	32,500	128.20	4,166,500.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	310,000	7.62	2,362,200.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	90,831	142.60	12,952,500.60	
BYD CO LTD-H	720,000	103.20	74,304,000.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	144,000	67.50	9,720,000.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	1,118,000	18.38	20,548,840.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	493,750	14.87	7,342,062.50	
LI AUTO INC-CLASS A	234,842	84.95	19,949,827.90	
NIO INC-CLASS A	355,271	50.35	17,887,894.85	
XPENG INC - CLASS A SHARES	257,162	79.20	20,367,230.40	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	234,000	12.56	2,939,040.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	86,700	55.70	4,829,190.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	240,200	84.70	20,344,940.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	738,000	4.49	3,313,620.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	460,600	23.96	11,035,976.00	
LAOPU GOLD CO L-H	5,500	828.50	4,556,750.00	
LI NING CO LTD	430,000	16.66	7,163,800.00	
MIDEA GROUP CO LTD	67,000	81.10	5,433,700.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	158,800	63.25	10,044,100.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	314,000	12.91	4,053,740.00	
MEITUAN-CLASS B	964,050	94.50	91,102,725.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	274,500	43.24	11,869,380.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	236,800	21.38	5,062,784.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	179,000	10.10	1,807,900.00	
TRIP.COM GROUP LTD	119,857	532.00	63,763,924.00	
YUM CHINA HOLDINGS INC	66,452	334.80	22,248,129.60	
BAIDU INC-CLASS A	429,500	112.90	48,490,550.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	41,600	204.60	8,511,360.00	
CHINA LITERATURE LTD	51,600	35.62	1,837,992.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	1,268,000	2.70	3,423,600.00	
KINGSOFT CORP LTD	171,200	31.26	5,351,712.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	544,300	72.95	39,706,685.00	
MEITU INC	700,000	8.23	5,761,000.00	
NETEASE CLOUD MUSIC INC	17,000	243.60	4,141,200.00	
NETEASE INC	343,430	223.80	76,859,634.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	1,235,300	608.00	751,062,400.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	3,315,888	154.40	511,973,107.20	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	382,000	16.52	6,310,640.00	

JD.COM INC - CL A	468,311	124.10	58,117,395.10
MINISO GROUP HOLDING LTD	72,904	42.00	3,061,968.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	106,800	275.40	29,412,720.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	1,184,000	5.92	7,009,280.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	193,450	60.75	11,752,087.50
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	15,200	108.00	1,641,600.00
CHINA FEIHE LTD	564,000	3.92	2,210,880.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	577,000	14.09	8,129,930.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	396,000	26.00	10,296,000.00
HUISHAN DAIRY UNTRADE	435,000	—	—
NONGFU SPRING CO LTD-H	403,600	53.30	21,511,880.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	450,000	15.22	6,849,000.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	416,000	10.78	4,484,480.00
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	116,000	53.90	6,252,400.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	976,000	5.19	5,065,440.00
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	90,600	40.40	3,660,240.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	87,500	27.48	2,404,500.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	399,200	5.55	2,215,560.00
SINOPHARM GROUP CO-H	291,200	18.42	5,363,904.00
3SBIO INC	370,000	28.28	10,463,600.00
AKESO INC	132,000	122.60	16,183,200.00
BEONE MEDICINES LTD	160,805	183.00	29,427,315.00
CHINA PHARMACEUTICAL GROUP	1,558,160	8.76	13,649,481.60
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	339,000	4.74	1,606,860.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	222,000	15.73	3,492,060.00
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	272,000	36.50	9,928,000.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	281,000	86.85	24,404,850.00
SICHUAN KELUN-BIOTECH BIOP-H	9,500	458.40	4,354,800.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,971,000	7.28	14,348,880.00
WUXI APPTec CO LTD-H	63,688	101.70	6,477,069.60
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	728,000	35.16	25,596,480.00
WUXI XDC CAYMAN INC	58,000	68.30	3,961,400.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	5,135,000	5.59	28,704,650.00
BANK OF CHINA LTD-H	13,474,200	4.28	57,669,576.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,771,475	6.70	11,868,882.50
CHINA CITIC BANK-H	1,565,200	7.16	11,206,832.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	18,360,620	7.62	139,907,924.40
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	375,000	3.36	1,260,000.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	725,423	49.04	35,574,743.92
CHINA MINSHENG BANKING-H	1,835,900	4.13	7,582,267.00
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	400,000	6.63	2,652,000.00
IND&COMM BK OF CHINA-H	12,568,515	5.81	73,023,072.15

POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	1,850,000	5.33	9,860,500.00	
CHINA CITIC FINANCIAL ASSE-H	2,730,000	0.98	2,675,400.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	733,000	11.29	8,275,570.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	351,200	20.66	7,255,792.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	285,775	29.72	8,493,233.00	
FAR EAST HORIZON LTD	240,000	6.92	1,660,800.00	
GUOTAI HAITONG SECURITIES-H	371,464	15.05	5,590,533.20	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	266,000	20.02	5,325,320.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,460,000	22.96	33,521,600.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	506,600	31.50	15,957,900.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	184,024	16.40	3,017,993.60	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	223,900	49.02	10,975,578.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	1,878,000	7.19	13,502,820.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	1,337,288	18.66	24,953,794.08	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	1,318,000	53.70	70,776,600.00	
GDS HOLDINGS LTD-CL A	202,000	31.42	6,346,840.00	
HORIZON ROBOTICS INC	804,000	8.07	6,488,280.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	528,000	14.50	7,656,000.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	118,000	38.64	4,559,520.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	160,500	37.74	6,057,270.00	
LENOVO GROUP LTD	1,588,000	11.16	17,722,080.00	
SUNNY OPTICAL TECH	132,500	76.20	10,096,500.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	3,298,400	45.96	151,594,464.00	
ZTE CORP-H	132,908	37.50	4,984,050.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	708,200	11.40	8,073,480.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED-R	119,500	33.78	4,036,710.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	610,000	2.48	1,512,800.00	
CGN POWER CO LTD-H	2,028,000	3.17	6,428,760.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	466,400	7.90	3,684,560.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	702,000	7.92	5,559,840.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	666,000	3.37	2,244,420.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	196,800	20.50	4,034,400.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS-R	407,400	18.07	7,361,718.00	
ENN ENERGY HOLDINGDS LIMITED	157,000	65.35	10,259,950.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD-R	646,000	7.22	4,664,120.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	704,000	5.85	4,118,400.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LIMITED	748,000	7.11	5,318,280.00	
CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY-SPV	650,000	—	—	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	3,999,000	1.29	5,158,710.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	125,000	75.80	9,475,000.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	895,987	3.43	3,073,235.41	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	99,844	17.40	1,737,285.60	

	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R	884,540	13.90	12,295,106.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD-R	621,111	29.12	18,086,752.32	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	119,000	40.98	4,876,620.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	315,500	4.52	1,426,060.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	393,144	46.44	18,257,607.36	
	LONGFOR PROPERTIES	343,500	10.40	3,572,400.00	
	香港ドル 小計	148,644,416		3,515,890,641.60 (68,348,914,072)	
マレーシアリングット	PETRONAS DAGANGAN BHD	88,400	22.22	1,964,248.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	416,400	4.01	1,669,764.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	757,600	6.25	4,735,000.00	
	GAMUDA BHD	837,090	5.05	4,227,304.50	
	SUNWAY BHD	454,600	5.50	2,500,300.00	
	MISC BHD	217,540	7.15	1,555,411.00	
	MR DIY GROUP M BHD	303,450	1.70	515,865.00	
	IOI CORPORATION BHD	570,340	4.00	2,281,360.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	116,562	20.48	2,387,189.76	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	18,200	105.00	1,911,000.00	
	QL RESOURCES BHD	187,200	4.31	806,832.00	
	SD GUTHRIE BHD	399,246	5.25	2,096,041.50	
	IHH HEALTHCARE BHD	471,400	8.30	3,912,620.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	477,600	5.74	2,741,424.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	1,503,202	7.34	11,033,502.68	
	HONG LEONG BANK BERHAD	121,292	20.96	2,542,280.32	
	MALAYAN BANKING BHD	991,505	9.89	9,805,984.45	
	PUBLIC BANK BERHAD	2,966,200	4.20	12,458,040.00	
	RHB BANK BHD	219,347	6.73	1,476,205.31	
	AXIATA GROUP BERHAD	541,089	2.68	1,450,118.52	
	CELCOMDIGI BHD	638,000	3.69	2,354,220.00	
	MAXIS BHD	427,900	3.83	1,638,857.00	
	TELECOM MALAYSIA BHD	271,552	7.15	1,941,596.80	
	PETRONAS GAS BHD	148,400	18.70	2,775,080.00	
	TENAGA NATIONAL BHD	504,775	13.10	6,612,552.50	
	YTL CORPORATION BERHAD	975,240	2.53	2,467,357.20	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	599,280	3.95	2,367,156.00	
	マレーシアリングット 小計	15,223,410		92,227,310.54 (3,293,520,263)	
タイパーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	308,100	105.00	32,350,500.00	
	PTT PCL-NVDR	1,684,600	30.25	50,959,150.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	130,400	201.00	26,210,400.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	804,900	40.25	32,397,225.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	848,938	22.30	18,931,317.40	

	CP ALL PCL-NVDR	1,076,400	47.25	50,859,900.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	234,477	21.40	5,017,807.80	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	556,400	21.80	12,129,520.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,888,100	19.80	37,384,380.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	112,700	182.00	20,511,400.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	133,200	171.50	22,843,800.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	658,650	25.00	16,466,250.00	
	SCB X PCL-NVDR	151,200	130.00	19,656,000.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	8,727,200	1.81	15,796,232.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	636,300	188.50	119,942,550.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	203,800	297.00	60,528,600.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	2,015,618	10.80	21,768,674.40	
	GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	921,078	45.00	41,448,510.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	378,400	53.75	20,339,000.00	
	タイバーツ 小計	21,470,461		625,541,216.60 (2,883,745,008)	
フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	54,410	477.20	25,964,452.00	
	SM INVESTMENTS CORP	36,285	746.00	27,068,610.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	185,130	542.50	100,433,025.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	101,010	220.00	22,222,200.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	334,802	109.20	36,560,378.40	
	BDO UNIBANK INC	467,498	139.70	65,309,470.60	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	545,077	69.85	38,073,628.45	
	PLDT INC	20,460	1,089.00	22,280,940.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	53,180	557.00	29,621,260.00	
	AYALA LAND INC	1,280,900	22.55	28,884,295.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,953,350	22.60	44,145,710.00	
	フィリピンペソ 小計	5,032,102		440,563,969.45 (1,142,955,105)	
インドネシアルピア	DIAN SWASTATIKA SENTOSA TBK	200,000	99,150.00	19,830,000,000.00	
	PETRINDO JAYA KREASI TBK PT	4,331,000	2,150.00	9,311,650,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	300,900	26,950.00	8,109,255,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	2,703,600	8,000.00	21,628,800,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,895,911	3,650.00	10,570,075,150.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK	1,670,900	6,925.00	11,570,982,500.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	3,877,300	5,625.00	21,809,812,500.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	184,639,904	55.00	10,155,194,720.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	3,138,700	2,130.00	6,685,431,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	1,553,300	4,970.00	7,719,901,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	599,400	9,400.00	5,634,360,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	1,403,800	7,125.00	10,002,075,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	4,188,500	1,190.00	4,984,315,000.00	

	BANK CENTRAL ASIA PT	10,678,000	7,500.00	80,085,000,000.00	
	BANK MANDIRI	6,951,792	4,050.00	28,154,757,600.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	2,584,600	3,800.00	9,821,480,000.00	
	PT BANK RAKYAT INDONESIA	13,230,502	3,500.00	46,306,757,000.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	8,898,500	2,880.00	25,627,680,000.00	
	インドネシアルピア 小計	253,846,609		338,007,526,470.00 (3,075,868,490)	
韓国ウォン	HD HYUNDAI	8,180	163,000.00	1,333,340,000.00	
	S-OIL CORPORATION	6,387	65,300.00	417,071,100.00	
	SK INNOVATION CO LTD	14,044	116,600.00	1,637,530,400.00	
	KOREA ZINC CO LTD	918	1,223,000.00	1,122,714,000.00	
	LG CHEM LTD	9,272	339,000.00	3,143,208,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	15,252	293,000.00	4,468,836,000.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	12,098	59,300.00	717,411,400.00	
	DOOSAN CO LTD	1,500	697,000.00	1,045,500,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	82,003	80,200.00	6,576,640,600.00	
	ECOPRO BM CO LTD	8,232	161,000.00	1,325,352,000.00	
	ECOPRO CO LTD	15,978	73,300.00	1,171,187,400.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	6,696	912,000.00	6,106,752,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	20,849	107,200.00	2,235,012,800.00	
	HANWHA SYSTEMS CO LTD	15,000	51,300.00	769,500,000.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	4,767	667,000.00	3,179,589,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	3,937	509,000.00	2,003,933,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHOR	8,015	420,500.00	3,370,307,500.00	
	HYOSUNG HEAVY INDUSTRIES COR	1,100	1,580,000.00	1,738,000,000.00	
	HYUNDAI ROTEM COMPANY	14,500	201,500.00	2,921,750,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	13,416	95,600.00	1,282,569,600.00	
	LG CORP	16,658	73,600.00	1,226,028,800.00	
	LG ENERGY SOLUTION	8,760	434,000.00	3,801,840,000.00	
	LIG NEX1 CO LTD	2,600	433,500.00	1,127,100,000.00	
	LS ELECTRIC CO LTD	3,284	302,000.00	991,768,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	5,322	193,500.00	1,029,807,000.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	8,647	52,900.00	457,426,300.00	
	SAMSUNG C&T CORP	15,406	210,500.00	3,242,963,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	122,169	22,550.00	2,754,910,950.00	
	SK INC	6,394	220,500.00	1,409,877,000.00	
	SK SQUARE CO LTD	19,731	257,500.00	5,080,732,500.00	
	HMM CO LTD	49,545	20,800.00	1,030,536,000.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,586	164,800.00	920,572,800.00	
	KOREAN AIR LINES CO LTD	26,822	22,150.00	594,107,300.00	
	HANKOOK TIRE & TECHONLOGY CO	18,150	42,350.00	768,652,500.00	
	HYUNDAI MOBIS	11,968	308,000.00	3,686,144,000.00	

HYUNDAI MOTOR CO	25,602	243,000.00	6,221,286,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	6,042	178,900.00	1,080,913,800.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	3,449	178,300.00	614,956,700.00	
KIA CORP	45,204	112,100.00	5,067,368,400.00	
COWAY CO LTD	9,036	94,500.00	853,902,000.00	
LG ELECTRONICS INC	23,622	84,200.00	1,988,972,400.00	
HANJIN KAL CORP	7,812	98,400.00	768,700,800.00	
HYBE CO LTD	4,975	269,500.00	1,340,762,500.00	
KAKAO CORP	57,020	58,000.00	3,307,160,000.00	
KRAFTON INC	6,265	285,000.00	1,785,525,000.00	
NAVER CORP	29,113	255,500.00	7,438,371,500.00	
KT&G CORP	19,456	139,400.00	2,712,166,400.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	3,142	100,500.00	315,771,000.00	
SAMYANG FOODS CO LTD	800	1,326,000.00	1,060,800,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	7,343	117,700.00	864,271,100.00	
LG H&H CO LTD	1,321	281,500.00	371,861,500.00	
HLB INC	23,903	39,800.00	951,339,400.00	
ALTEOGEN INC	7,824	433,000.00	3,387,792,000.00	
CELLTRION INC	30,352	175,000.00	5,311,600,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	3,362	1,117,000.00	3,755,354,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	8,337	101,000.00	842,037,000.00	
YUHAN CORPORATION	13,854	116,700.00	1,616,761,800.00	
HANA FINANCIAL GROUP	57,891	86,100.00	4,984,415,100.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	51,330	19,090.00	979,889,700.00	
KAKAObANK CORP	35,459	22,450.00	796,054,550.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	71,042	114,000.00	8,098,788,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	80,543	73,100.00	5,887,693,300.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	130,814	25,350.00	3,316,134,900.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	7,154	154,100.00	1,102,431,400.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	16,975	111,800.00	1,897,805,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	31,015	21,550.00	668,373,250.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	27,607	19,850.00	547,998,950.00	
DB INSURANCE CO LTD	10,074	130,000.00	1,309,620,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	6,144	436,500.00	2,681,856,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	15,131	156,700.00	2,371,027,700.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	7,284	165,500.00	1,205,502,000.00	
LG DISPLAY CO LTD	51,846	14,370.00	745,027,020.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	11,233	207,000.00	2,325,231,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	911,594	97,900.00	89,245,052,600.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	156,989	75,000.00	11,774,175,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	11,714	255,500.00	2,992,927,000.00	
LG UPLUS CORP	44,125	14,910.00	657,903,750.00	

	SK TELECOM	9,563	54,500.00	521,183,500.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	44,240	42,700.00	1,889,048,000.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	7,238	142,300.00	1,029,967,400.00	
	SK HYNIX INC	104,819	465,500.00	48,793,244,500.00	
	韓国ウォン 小計	2,822,844		322,167,693,870.00 (34,246,425,858)	
新台湾ドル	ASIA CEMENT CORP	454,176	36.80	16,713,676.80	
	CHINA STEEL	2,373,261	19.05	45,210,622.05	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	542,061	29.95	16,234,726.95	
	FORMOSA PLASTICS CORP	797,824	38.90	31,035,353.60	
	NAN YA PLASTICS CORP	950,752	41.95	39,884,046.40	
	TCC GROUP HOLDINGS	1,268,419	23.35	29,617,583.65	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	31,557	874.00	27,580,818.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	667,028	27.20	18,143,161.60	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	24,200	595.00	14,399,000.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	16,000	1,075.00	17,200,000.00	
	CHINA AIRLINES LTD	465,000	21.05	9,788,250.00	
	EVA AIRWAYS CORP	566,000	38.35	21,706,100.00	
	EVERGREEN MARINE	220,215	186.50	41,070,097.50	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	472,000	27.35	12,909,200.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	151,635	80.20	12,161,127.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	337,000	54.10	18,231,700.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	463,061	33.80	15,651,461.80	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	39,937	434.00	17,332,658.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	78,901	128.00	10,099,328.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	31,000	394.50	12,229,500.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	44,000	759.00	33,396,000.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	54,060	578.00	31,246,680.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	128,544	241.00	30,979,104.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	896,395	78.20	70,098,089.00	
	CALIWAY BIOPHARMACEUTICALS C	195,000	162.00	31,590,000.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	48,828	516.00	25,195,248.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	1,289,238	20.30	26,171,531.40	
	CTBC FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	3,317,237	42.50	140,982,572.50	
	E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	2,946,324	32.55	95,902,846.20	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	2,296,633	29.10	66,832,020.30	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,749,869	29.75	52,058,602.75	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	2,241,069	41.55	93,116,416.95	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	2,152,191	26.10	56,172,185.10	
	TAIWAN BUSINESS BANK	1,236,526	15.45	19,104,326.70	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	2,203,446	24.15	53,213,220.90	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	689,985	40.95	28,254,885.75	

TS FINANCIAL HOLDING CO LTD	4,202,287	19.40	81,524,367.80	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	303,198	106.00	32,138,988.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	2,016,964	33.95	68,475,927.80	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	1,882,057	65.20	122,710,116.40	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	1,618,088	89.50	144,818,876.00	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	3,207,988	15.75	50,525,811.00	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	98,000	956.00	93,688,000.00	
ACER INC	617,803	30.65	18,935,661.95	
ADVANTECH CO LTD	98,261	325.00	31,934,825.00	
ASIA VITAL COMPONENTS	55,000	1,150.00	63,250,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	142,092	685.00	97,333,020.00	
AUO CORP	1,268,072	13.20	16,738,550.40	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	118,700	179.00	21,247,300.00	
COMPAL ELECTRONICS	805,760	33.30	26,831,808.00	
DELTA ELECTRONICS INC	377,903	999.00	377,525,097.00	
E INK HOLDINGS INC	174,000	217.00	37,758,000.00	
ELITE MATERIAL CO LTD	60,000	1,105.00	66,300,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	99,000	278.50	27,571,500.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	2,406,248	226.50	545,015,172.00	
INNOLUX CORP	1,562,106	14.50	22,650,537.00	
INVENTEC CO LTD	455,511	43.85	19,974,157.35	
KING SLIDE WORKS CO LTD	11,000	3,760.00	41,360,000.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	20,040	2,210.00	44,288,400.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	423,452	165.50	70,081,306.00	
LOTES CO LTD	17,000	1,385.00	23,545,000.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	133,000	108.00	14,364,000.00	
PEGATRON CORP	340,474	74.50	25,365,313.00	
QUANTA COMPUTER INC	533,270	288.50	153,848,395.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	202,100	59.00	11,923,900.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	252,000	160.50	40,446,000.00	
WISTRON CORP	507,000	136.50	69,205,500.00	
WIWYNN CORP	21,000	3,785.00	79,485,000.00	
WPG HOLDINGS LTD	260,692	61.90	16,136,834.80	
YAGEO CORPORATION	308,688	184.50	56,952,936.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	137,922	148.00	20,412,456.00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	734,315	133.00	97,663,895.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	336,000	92.50	31,080,000.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	345,200	111.50	38,489,800.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	15,000	3,085.00	46,275,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	638,315	196.00	125,109,740.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	12,000	2,210.00	26,520,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	13,000	1,495.00	19,435,000.00	

	GLOBALWAFERS CO LTD	42,000	490.00	20,580,000.00	
	JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	17,000	2,235.00	37,995,000.00	
	MEDIATEK INC	292,804	1,330.00	389,429,320.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	106,045	405.50	43,001,247.50	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	85,944	533.00	45,808,152.00	
	SILERGY CORP	53,000	229.00	12,137,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	4,741,389	1,450.00	6,875,014,050.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	2,196,000	45.75	100,467,000.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	205,205	99.20	20,356,336.00	
	新台湾ドル 小計	66,009,265		11,845,236,437.90 (58,272,640,656)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	299,904	335.65	100,662,777.60	
	COAL INDIA LTD	345,479	388.70	134,287,687.30	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	188,229	448.60	84,439,529.40	
	INDIAN OIL CORP LTD	597,036	152.80	91,227,100.80	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	468,956	247.70	116,160,401.20	
	OIL INDIA LTD	92,949	408.95	38,011,493.55	
	PETRONET LNG LTD	170,856	275.65	47,096,456.40	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	1,172,176	1,416.95	1,660,914,783.20	
	AMBUJA CEMENTS LTD	115,533	563.50	65,102,845.50	
	APL APOLLO TUBES LTD	35,431	1,753.75	62,137,116.25	
	ASIAN PAINTS LTD	64,703	2,507.65	162,252,477.95	
	COROMANDEL INTERNATIONAL LTD	25,000	2,146.60	53,665,000.00	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	53,343	2,838.60	151,419,439.80	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	246,890	772.35	190,685,491.50	
	JINDAL STAINLESS LTD	54,371	791.90	43,056,394.90	
	JINDAL STEEL LTD	69,774	1,007.80	70,318,237.20	
	JSW STEEL LTD	113,332	1,162.80	131,782,449.60	
	NMDC LTD	438,783	74.89	32,860,458.87	
	PI INDUSTRIES LTD	12,797	3,571.65	45,706,405.05	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	58,320	1,541.95	89,926,524.00	
	SHREE CEMENT LTD	1,387	29,698.50	41,191,819.50	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	6,135	14,050.15	86,197,670.25	
	SRF LTD	25,773	3,169.15	81,678,502.95	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	10,012	4,207.45	42,124,989.40	
	TATA STEEL LTD	1,529,624	172.25	263,477,734.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	23,740	12,362.25	293,479,815.00	
	UNITED PHOSPHORUS LTD	84,651	674.40	57,088,634.40	
	VEDANTA LTD	252,749	474.00	119,803,026.00	
	ABB LTD INDIA	11,720	5,198.70	60,928,764.00	
	ADANI ENTERPRISES LTD	33,650	2,549.60	85,794,040.00	
	ASHOK LEYLAND LIMITED	483,946	134.50	65,090,737.00	

ASTRAL LTD	19,918	1,440.65	28,694,866.70	
BHARAT ELECTRONICS LTD	719,275	412.90	296,988,647.50	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	151,803	232.70	35,324,558.10	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	117,125	757.95	88,774,893.75	
CUMMINS INDIA LTD	26,968	3,976.10	107,227,464.80	
HAVELLS INDIA LTD	45,666	1,491.20	68,097,139.20	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	41,849	4,880.40	204,239,859.60	
HITACHI ENERGY INDIA LTD	2,600	17,429.55	45,316,830.00	
LARSEN & TOUBRO LTD	128,675	3,839.10	493,996,192.50	
POLYCAB INDIA LTD	9,354	7,432.65	69,525,008.10	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	120,000	331.70	39,804,000.00	
SIEMENS INDIA LTD	16,262	3,123.45	50,793,543.90	
SUZLON ENERGY LTD	1,850,000	52.90	97,865,000.00	
VOLTAS LTD	40,000	1,425.35	57,014,000.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	52,993	719.25	38,115,215.25	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	104,582	1,479.00	154,676,778.00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	33,068	529.60	17,512,812.80	
GMR AIRPORTS LTD	394,498	90.11	35,548,214.78	
INTERGLOBE AVIATION LTD	38,959	5,848.40	227,847,815.60	
BAJAJ AUTO LTD	13,012	9,150.50	119,066,306.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	14,831	2,265.00	33,592,215.00	
BHARAT FORGE LTD	51,953	1,241.00	64,473,673.00	
BOSCH LTD	1,235	38,745.65	47,850,877.75	
EICHER MOTORS LTD	26,253	7,040.80	184,842,122.40	
HERO MOTOCORP LTD	21,431	5,593.40	119,872,155.40	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	30,000	2,347.40	70,422,000.00	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	179,509	3,648.45	654,929,611.05	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	24,350	16,399.90	399,337,565.00	
MRF LTD	432	155,855.70	67,329,662.40	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	1,064,101	104.70	111,411,374.70	
TATA MOTORS PASSENGER VEHICL	389,775	660.90	257,602,297.50	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	21,152	3,135.50	66,322,096.00	
TVS MOTOR CO LTD	41,254	3,652.40	150,676,109.60	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	7,886	16,686.25	131,587,767.50	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	82,000	489.80	40,163,600.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	886	41,020.80	36,344,428.80	
TITAN CO LTD	68,531	3,675.30	251,871,984.30	
ETERNAL LTD	464,742	342.70	159,267,083.40	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	164,497	735.50	120,987,543.50	
JUBILANT FOODWORKS LTD	68,930	592.75	40,858,257.50	
SWIGGY LTD	170,000	432.00	73,440,000.00	
INFO EDGE INDIA LTD	71,780	1,328.45	95,356,141.00	

FSN E-COMMERCE VENTURES LTD	220,000	261.20	57,464,000.00
TRENT LTD	37,950	4,810.50	182,558,475.00
VISHAL MEGA MART LTD	404,000	148.35	59,933,400.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	31,322	4,300.60	134,703,393.20
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	22,156	6,080.10	134,710,695.60
ITC LTD	555,447	412.10	228,899,708.70
MARICO LTD	81,711	734.95	60,053,499.45
NESTLE INDIA LIMITED	138,536	1,289.00	178,572,904.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	110,239	1,166.20	128,560,721.80
UNITED SPIRITS LTD	58,580	1,360.70	79,709,806.00
VARUN BEVERAGES LTD	260,895	461.40	120,376,953.00
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	26,000	2,295.75	59,689,500.00
DABUR INDIA LTD	102,837	508.60	52,302,898.20
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	85,458	1,132.40	96,772,639.20
HINDUSTAN UNILEVER LTD	159,060	2,604.75	414,311,535.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	19,562	7,909.15	154,718,792.30
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	161,282	1,202.35	193,917,412.70
ALKEM LABORATORIES LTD	8,000	5,581.95	44,655,600.00
AUROBINDO PHARMA LTD	47,415	1,101.45	52,225,251.75
CIPLA LTD	109,546	1,577.80	172,841,678.80
DIVI'S LABORATORIES LTD	21,932	6,618.70	145,161,328.40
DR. REDDY'S LABORATORIES	107,605	1,256.00	135,151,880.00
LUPIN LTD	48,134	1,938.85	93,324,605.90
MANKIND PHARMA LTD	18,295	2,478.25	45,339,583.75
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	186,480	1,679.10	313,118,568.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	22,220	3,578.85	79,522,047.00
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	23,065	987.30	22,772,074.50
AU SMALL FINANCE BANK LTD	92,107	793.75	73,109,931.25
AXIS BANK LTD	446,633	1,200.15	536,026,594.95
BANK OF BARODA	248,313	264.35	65,641,541.55
CANARA BANK	305,000	125.50	38,277,500.00
HDFC BANK LTD	2,202,928	1,002.50	2,208,435,320.00
ICICI BANK LTD	1,023,868	1,436.70	1,470,991,155.60
IDFC FIRST BANK LTD	531,028	71.91	38,186,223.48
INDUSIND BANK LTD	108,365	751.45	81,430,879.25
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	214,844	2,205.50	473,838,442.00
PUNJAB NATIONAL BANK	573,845	113.75	65,274,868.75
STATE BANK OF INDIA	349,786	889.35	311,082,179.10
UNION BANK OF INDIA	238,889	136.75	32,668,070.75
YES BANK LTD	2,352,478	22.24	52,319,110.72
BAJAJ FINANCE LTD	524,760	1,070.15	561,571,914.00
BAJAJ FINSERV LTD	76,561	2,082.80	159,461,250.80

BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMENT	5,145	12,650.55	65,087,079.75	
BSE LTD	39,000	2,485.60	96,938,400.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	83,998	1,654.25	138,953,691.50	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	20,001	5,708.60	114,177,708.60	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	578,315	309.30	178,872,829.50	
MUTHOOT FINANCE LTD	22,423	3,332.80	74,731,374.40	
POWER FINANCE CORPORATION	265,755	396.65	105,411,720.75	
REC LTD	246,323	374.70	92,297,228.10	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	60,695	926.30	56,221,778.50	
SHRIRAM FINANCE LTD	273,475	675.45	184,718,688.75	
SUNDARAM FINANCE LTD	11,164	4,486.65	50,088,960.60	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	186,570	745.90	139,162,563.00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	45,631	2,001.75	91,341,854.25	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	67,316	595.65	40,096,775.40	
PB FINTECH LTD	74,767	1,648.35	123,242,184.45	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	84,736	1,843.65	156,223,526.40	
HCL TECHNOLOGIES LTD	187,324	1,487.40	278,625,717.60	
INFOSYS LTD	651,722	1,441.30	939,326,918.60	
LTIMINDTREE LTD	15,699	5,607.15	88,026,647.85	
MPHASIS LTD	19,317	2,694.25	52,044,827.25	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	4,194	8,782.30	36,832,966.20	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	23,160	5,755.75	133,303,170.00	
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	174,114	2,962.60	515,830,136.40	
TATA ELXSI LTD	7,679	5,369.35	41,231,238.65	
TECH MAHINDRA LTD	109,797	1,447.55	158,936,647.35	
WIPRO LTD	494,016	240.85	118,983,753.60	
BHARTI AIRTEL LTD	502,386	2,011.95	1,010,775,512.70	
INDUS TOWERS LTD	220,428	342.95	75,595,782.60	
TATA COMMUNICATIONS LIMITED	19,824	1,929.05	38,241,487.20	
VODAFONE IDEA LTD	4,326,724	8.70	37,642,498.80	
ADANI POWER LTD	449,405	165.90	74,556,289.50	
GAIL INDIA LTD	504,548	177.55	89,582,497.40	
JSW ENERGY LTD	63,163	540.70	34,152,234.10	
NHPC LTD	546,313	86.78	47,409,042.14	
NTPC LTD	848,361	341.00	289,291,101.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	900,980	289.65	260,968,857.00	
TATA POWER CO LTD	285,870	397.75	113,704,792.50	
TORRENT POWER LTD	28,990	1,311.45	38,018,935.50	
WAAREE ENERGIES LTD	16,600	3,536.15	58,700,090.00	
DLF LTD	162,687	768.20	124,976,153.40	
GODREJ PROPERTIES LTD	29,762	2,236.30	66,556,760.60	
LODHA DEVELOPERS LTD	54,942	1,186.60	65,194,177.20	

	OBEROI REALTY LTD	25,000	1,700.25	42,506,250.00	
	PHOENIX MILLS LTD	34,560	1,686.45	58,283,712.00	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	28,897	1,703.50	49,226,039.50	
	インドルピー 小計	39,138,292		26,279,311,049.99 (45,463,208,116)	
カタールリアル	QATAR FUEL QSC	109,914	14.70	1,615,735.80	
	QATAR GAS TRANSPORT(NAKILAT)	469,730	4.40	2,070,100.11	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	1,307,286	1.25	1,644,565.78	
	INDUSTRIES QATAR	282,919	12.34	3,491,220.46	
	COMMERCIAL BANK QSC	531,391	4.13	2,195,176.22	
	DUKHAN BANK	319,751	3.46	1,107,937.21	
	MASRAF AL RAYAN	1,143,101	2.34	2,680,571.84	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	214,533	10.97	2,353,427.01	
	QATAR ISLAMIC BANK	335,301	23.76	7,966,751.76	
	QATAR NATIONAL BANK	919,483	18.45	16,964,461.35	
	OOREDOO QSC	192,800	13.10	2,525,680.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	96,512	15.70	1,515,238.40	
	BARWA REAL ESTATE CO	507,490	2.65	1,346,878.46	
	カタールリアル 小計	6,430,211		47,477,744.40 (1,970,801,170)	
南アフリカランド	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	97,443	1,295.83	126,269,562.69	
	GOLD FIELDS LTD	176,906	751.20	132,891,787.20	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	99,861	348.84	34,835,511.24	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	174,347	215.14	37,509,013.58	
	SASOL LTD	88,115	95.03	8,373,568.45	
	SIBANYE STILLWATER LTD	545,200	50.73	27,657,996.00	
	VALTERRA PLATINUM LIMITED	51,091	1,150.21	58,765,379.11	
	BIDVEST GROUP LTD	68,303	222.14	15,172,828.42	
	NASPERS LTD-N SHS	150,490	1,183.21	178,061,272.90	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	684,578	26.71	18,285,078.38	
	BID CORP LTD	58,066	434.37	25,222,128.42	
	CLICKS GROUP LTD	35,422	365.58	12,949,574.76	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	106,002	287.74	30,501,015.48	
	ABSA GROUP LTD	165,135	191.74	31,662,984.90	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	17,205	3,930.70	67,627,693.50	
	NEDBANK GROUP LTD	88,111	231.07	20,359,808.77	
	STANDARD BANK GROUP LTD	242,949	251.79	61,172,128.71	
	FIRSTRAND LTD	984,111	79.95	78,679,674.45	
	REINET INVESTMENTS SCA	26,187	503.01	13,172,322.87	
	REMGRO LTD	94,679	171.02	16,192,002.58	
	DISCOVERY LIMITED	98,779	214.49	21,187,107.71	
	OLD MUTUAL LTD	974,656	13.27	12,933,685.12	

	OUTSURANCE GROUP LTD	163,864	72.95	11,953,878.80	
	SANLAM LTD	347,490	89.16	30,982,208.40	
	MTN GROUP LTD	350,498	165.83	58,123,083.34	
	VODACOM GROUP	116,454	134.87	15,706,150.98	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	114,897	138.00	15,855,786.00	
南アフリカランド 小計		6,120,839		1,162,103,232.76 (10,110,298,125)	
アラブ首長国連邦ディルハム	ADNOC DRILLING CO PJSC	650,000	5.71	3,711,500.00	
	ADNOC GAS PLC	1,340,000	3.55	4,757,000.00	
	MULTIPLY GROUP	519,646	3.23	1,678,456.58	
	SALIK CO PJSC	450,000	5.87	2,641,500.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTL-FOREIGN CO	431,446	2.12	914,665.52	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	714,022	3.62	2,584,759.64	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	531,430	14.66	7,790,763.80	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	280,781	22.42	6,295,110.02	
	DUBAI ISLAMIC BANK	525,144	9.58	5,030,879.52	
	EMIRATES NBD PJSC	357,699	26.80	9,586,333.20	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	839,207	16.40	13,762,994.80	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	692,138	19.30	13,358,263.40	
	DUBAI ELECTRICITY & WATER AU	1,295,919	2.75	3,563,777.25	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	725,831	9.35	6,786,519.85	
	EMAAR DEVELOPMENT PJSC	230,000	14.65	3,369,500.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	1,316,221	13.70	18,032,227.70	
アラブ首長国連邦ディルハム 小計		10,899,484		103,864,251.28 (4,278,168,510)	
クウェートディナール	BOUBAYAN BANK K.S.C	295,857	0.70	208,283.32	
	GULF BANK	381,082	0.35	135,284.11	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	2,263,737	0.79	1,790,615.96	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	1,569,200	1.05	1,658,644.40	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	296,830	0.51	153,757.94	
	MABANEE CO KPSC	159,354	0.97	154,892.08	
クウェートディナール 小計		4,966,060		4,101,477.81 (2,027,893,673)	
オフショア人民元	CHINA MERCHANTS ENERGY -A	146,700	8.69	1,274,823.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	89,000	41.90	3,729,100.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-A	64,000	12.12	775,680.00	
	GUANGHUI ENERGY CO LTD-A	89,500	5.25	469,875.00	
	PETROCHINA CO LTD-A	400,000	8.41	3,364,000.00	
	SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	96,200	22.45	2,159,690.00	
	SHANXI COKING COAL ENERGY-A	79,600	7.26	577,896.00	
	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	9,900	15.35	151,965.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-A	40,365	15.03	606,685.95	

YANTAI JEREH OILFIELD-A	28,000	49.77	1,393,560.00
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	164,300	8.47	1,391,621.00
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	29,440	23.74	698,905.60
BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	369,500	7.15	2,641,925.00
CHINA JUSHI CO LTD -A	92,200	15.27	1,407,894.00
CHINA NORTHERN RARE EARTH -A	20,800	53.00	1,102,400.00
GANFENG LITHIUM GROUP CO L-A	11,200	60.96	682,752.00
GUANGZHOU TINCI MATERIALS -A	24,826	34.35	852,773.10
HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	207,100	16.41	3,398,511.00
HOSHINE SILICON INDUSTRY C-A	22,400	48.55	1,087,520.00
INNER MONGOLIA BAOTOU STE-A	461,000	2.71	1,249,310.00
INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	60,000	5.12	307,200.00
JIANGSU EASTERN SHENGHONG -A	22,300	9.04	201,592.00
LB GROUP CO LTD-A	15,300	19.52	298,656.00
NINGXIA BAOFENG ENERGY GRO-A	79,200	16.92	1,340,064.00
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY-A	47,600	22.10	1,051,960.00
RONGSHENG PETRO CHEMICAL-A	328,450	9.34	3,067,723.00
SATELLITE CHEMICAL CO LTD-A	55,475	17.74	984,126.50
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	77,252	40.51	3,129,478.52
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	17,940	24.63	441,862.20
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM-A	286,600	4.06	1,163,596.00
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENER-A	16,240	26.38	428,411.20
TIANQI LITHIUM CORP-A	11,400	46.55	530,670.00
TONGLING NONFERROUS METALS-A	331,600	5.22	1,730,952.00
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	40,300	61.51	2,478,853.00
WESTERN SUPERCONDUCTING TE-A	16,485	67.90	1,119,331.50
ZANGGE MINING CO LTD-A	37,400	54.69	2,045,406.00
ZHEJIANG JUHUA CO-A	129,400	35.30	4,567,820.00
ZHEJIANG NHU CO LTD-A	34,848	23.36	814,049.28
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	269,100	30.17	8,118,747.00
AECC AVIATION POWER CO-A	11,400	40.34	459,876.00
AVICOPTER PLC-A	15,500	36.35	563,425.00
BEIJING NEW BUILDING MATER-A	8,400	23.99	201,516.00
CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A	55,215	34.66	1,913,751.90
CHINA ENERGY ENGINEERING COR	603,100	2.45	1,477,595.00
CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	230,100	7.44	1,711,944.00
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	562,400	5.59	3,143,816.00
CNGR ADVANCED MATERIAL CO -A	14,420	43.08	621,213.60
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	54,780	358.14	19,618,909.20
CRRC CORP LTD-A	185,800	7.71	1,432,518.00
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-A	43,200	19.74	852,768.00
EVE ENERGY CO LTD-A	39,473	76.29	3,011,395.17

GEM CO LTD-A	289,800	8.16	2,364,768.00
GOLDWIND SCIENCE & TECHNOL-A	20,111	14.90	299,653.90
GOTION HIGH-TECH CO LTD-A	5,800	40.52	235,016.00
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	11,456	89.28	1,022,791.68
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLO-A	41,100	16.90	694,590.00
KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO-A	48,100	46.30	2,227,030.00
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	330,900	3.71	1,227,639.00
NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	83,980	23.01	1,932,379.80
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO -A	11,642	71.55	832,985.10
NINGBO ORIENT WIRES & CABL-A	12,534	62.80	787,135.20
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	163,200	5.68	926,976.00
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	191,900	22.50	4,317,750.00
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	486,700	9.13	4,443,571.00
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	28,393	77.59	2,203,012.87
SICHUAN ROAD&BRIDGE GROUP-A	25,060	8.64	216,518.40
SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	14,000	145.21	2,032,940.00
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD-A	40,700	28.86	1,174,602.00
TBEA CO LTD-A	29,274	18.89	552,985.86
WEICHAI POWER CO LTD-A	43,200	14.40	622,080.00
XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	199,400	11.15	2,223,310.00
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS-A	31,600	28.68	906,288.00
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO -A	7,410	61.46	455,418.60
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGEN-A	7,300	43.32	316,236.00
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY S-A	80,100	7.94	635,994.00
AIR CHINA LTD-A	225,900	8.46	1,911,114.00
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	817,100	5.16	4,216,236.00
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	40,000	4.48	179,200.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	183,500	14.96	2,745,160.00
DAQIN RAILWAY CO LTD -A	160,500	5.90	946,950.00
S F HOLDING CO LTD-A	53,100	40.09	2,128,779.00
SHANGHAI INTERNATIONAL AIR-A	5,319	31.32	166,591.08
YTO EXPRESS GROUP CO LTD-A	55,700	16.50	919,050.00
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY S-A	15,120	46.83	708,069.60
BYD CO LTD -A	60,900	104.43	6,359,787.00
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIV-A	9,000	128.18	1,153,620.00
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	43,352	12.48	541,032.96
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	18,500	63.48	1,174,380.00
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS -A	34,300	19.51	669,193.00
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIV-A	8,400	124.92	1,049,328.00
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD-A	66,265	65.68	4,352,285.20
SAIC MOTOR CORP LTD-A	87,536	16.35	1,431,213.60
ECOVACS ROBOTICS CO LTD-A	2,800	90.75	254,100.00

GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	43,500	40.22	1,749,570.00
MIDEA GROUP CO LTD-A	50,800	72.80	3,698,240.00
OPPEIN HOME GROUP INC-A	7,700	53.27	410,179.00
QINGDAO HAIER CO LTD-A	101,100	25.02	2,529,522.00
37 INTERACTIVE ENTERTAINME-A	24,500	19.37	474,565.00
FOCUS MEDIA INFORMATION TE-A	139,400	7.47	1,041,318.00
MANGO EXCELLENT MEDIA CO L-A	16,300	29.46	480,198.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-A	20,720	70.02	1,450,814.40
YIFENG PHARMACY CHAIN CO L-A	17,035	24.70	420,764.50
ANGEL YEAST CO LTD-A	10,700	40.69	435,383.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-A	1,600	155.80	249,280.00
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	54,057	39.08	2,112,547.56
GUANGDONG HAID GROUP CO-A	17,000	61.09	1,038,530.00
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	78,580	25.36	1,992,788.80
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	94,302	27.35	2,579,159.70
JIANGSU KING'S LUCK BREWER-A	17,300	39.58	684,734.00
JIANGSU YANGHE BREWERY -A	9,100	70.00	637,000.00
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	15,000	1,455.00	21,825,000.00
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	18,400	135.00	2,484,000.00
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD-A	93,558	50.62	4,735,905.96
NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	26,800	9.68	259,424.00
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE-A	9,380	195.90	1,837,542.00
WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	38,160	18.58	709,012.80
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	41,500	121.07	5,024,405.00
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDIN-A	10,100	30.71	310,171.00
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	91,749	12.55	1,151,449.95
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHAR-A	16,000	25.50	408,000.00
HUADONG MEDICINE CO LTD-A	9,720	40.20	390,744.00
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	14,900	225.50	3,359,950.00
BEIJING TIAN TAN BIOLOGICAL-A	99,816	19.03	1,899,498.48
BEIJING TONGRENTANG CO-A	28,400	34.27	973,268.00
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL-A	10,487	55.08	577,623.96
CHANGCHUN HIGH -TECH INDUST -A	2,200	121.27	266,794.00
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	17,238	28.36	488,869.68
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A	14,850	20.05	297,742.50
DONG-E-E-JIAOCO LTD-A	22,193	47.89	1,062,822.77
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-A	8,000	53.57	428,560.00
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	18,850	16.34	308,009.00
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	2,912	169.55	493,729.60
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	119,102	65.10	7,753,540.20
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUC-A	64,100	6.66	426,906.00
SHENZHEN SALUBRIS PHARM-A	7,000	56.70	396,900.00

SICHUAN KELUN PHARMACEUTIC-A	11,232	34.88	391,772.16
WUXI APPTec CO LTD-A	36,464	96.60	3,522,422.40
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	9,940	57.06	567,176.40
ZHANGZHOU PIENZEHUANG PHA-A	3,900	196.34	765,726.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	1,032,100	7.62	7,864,602.00
BANK OF BEIJING CO LTD -A	308,000	5.73	1,764,840.00
BANK OF CHENGDU CO LTD-A	157,400	18.51	2,913,474.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	511,900	6.98	3,573,062.00
BANK OF HANGZHOU CO LTD-A	112,700	16.40	1,848,280.00
BANK OF JIANGSU CO LTD-A	229,740	10.99	2,524,842.60
BANK OF NANJING CO LTD -A	147,500	11.68	1,722,800.00
BANK OF NINGBO CO LTD -A	58,300	27.45	1,600,335.00
BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	195,500	9.49	1,855,295.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-A	124,900	9.22	1,151,578.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	835,300	3.43	2,865,079.00
CHINA MERCHANTS BANK-A	280,400	41.59	11,661,836.00
CHINA MINSHENG BANKING-A	273,600	4.01	1,097,136.00
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD-A	401,180	3.07	1,231,622.60
HUAXIA BANK CO LTD-A	119,400	6.80	811,920.00
IND & COMM BK OF CHINA-A	678,600	7.62	5,170,932.00
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	205,500	20.19	4,149,045.00
PING AN BANK CO LTD-A	269,400	11.40	3,071,160.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	141,500	5.72	809,380.00
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	437,300	13.32	5,824,836.00
BOC INTERNATIONAL CHINA CO-A	79,400	14.03	1,113,982.00
CAITONG SECURITIES CO LTD-A	57,330	8.33	477,558.90
CHANGJIANG SECURITIES CO L-A	19,900	8.21	163,379.00
CHINA GREAT WALL SECURITIE-A	46,700	11.05	516,035.00
CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	118,630	16.99	2,015,523.70
CITIC SECURITIES CO-A	141,080	29.09	4,104,017.20
CSC FINANCIAL CO LTD-A	123,800	26.15	3,237,370.00
EAST MONEY INFORMATION CO-A	177,427	24.86	4,410,835.22
EVERBRIGHT SECURITIE CO -A	3,600	18.65	67,140.00
GF SECURITIES CO LTD-A	60,600	23.37	1,416,222.00
GUOSEN SECURITIES CO LTD-A	225,100	13.79	3,104,129.00
GUOTAI HAITONG SECURITIES CO	182,300	18.70	3,409,010.00
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	152,050	9.13	1,388,216.50
HITHINK ROYALFLUSH INFORMA-A	5,400	340.15	1,836,810.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	31,500	21.56	679,140.00
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A	114,270	6.45	737,041.50
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	40,576	11.35	460,537.60
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	207,200	5.34	1,106,448.00

SOOCHOW SECURITIES CO LTD-A	307,600	9.61	2,956,036.00
SOUTHWEST SECURITIES CO LT-A	114,000	4.65	530,100.00
ZHESHANG SECURITIES CO LTD-A	43,700	11.36	496,432.00
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD-A	314,800	6.86	2,159,528.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	100,200	36.75	3,682,350.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	148,200	57.28	8,488,896.00
360 SECURITY TECHNOLOGY IN-A	86,900	10.24	889,856.00
BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	4,823	297.59	1,435,276.57
CHINA NATIONAL SOFTWARE -A	32,266	52.01	1,678,154.66
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	16,562	31.14	515,740.68
IFLYTEK CO LTD - A	25,800	51.34	1,324,572.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-A	11,437	22.80	260,763.60
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	13,170	14.26	187,804.20
AVARY HOLDING SHENZHEN CO -A	37,900	46.75	1,771,825.00
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	614,600	4.00	2,458,400.00
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROU-A	28,000	48.52	1,358,560.00
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY-A	34,800	15.96	555,408.00
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	165,100	60.01	9,907,651.00
GOERTEK INC -A	26,900	31.20	839,280.00
GUANGDONG LY INTELLIGENT M-A	50,000	14.13	706,500.00
INSPUR ELECTRONIC INFORMAT-A	19,712	64.41	1,269,649.92
LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	56,800	27.35	1,553,480.00
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	125,050	55.49	6,939,024.50
MAXSCEND MICROELECTRONICS -A	1,728	73.50	127,008.00
NINESTAR CORP-A	18,543	21.27	394,409.61
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD -A	24,300	54.29	1,319,247.00
SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	6,188	196.35	1,215,013.80
SHENZHEN TRANSSION HOLDING-A	9,009	76.61	690,179.49
SUZHOU DONGSHAN PRECISION-A	28,500	59.53	1,696,605.00
TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	712,200	4.11	2,927,142.00
UNISPLENDOR CORP LTD-A	18,340	27.09	496,830.60
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD-A	4,200	38.50	161,700.00
WUHAN GUIDE INFRARED CO LT-A	53,710	12.32	661,707.20
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY-A	15,750	34.92	549,990.00
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	30,300	18.65	565,095.00
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	12,180	373.60	4,550,448.00
ZTE CORP-A	76,400	48.63	3,715,332.00
CHINA UNITED NETWORK-A	422,800	5.44	2,300,032.00
CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	293,800	9.04	2,655,952.00
CHINA THREE GORGES RENEWAB-A	241,300	4.30	1,037,590.00
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	329,880	28.11	9,272,926.80
ENN NATURAL GAS CO LTD-A	55,600	18.42	1,024,152.00

	GD POWER DEVELOPMENT CO -A	315,700	5.12	1,616,384.00	
	SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	176,900	14.22	2,515,518.00	
	SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO-A	92,300	14.84	1,369,732.00	
	ADVANCED MICRO-FABRICATION-A	7,097	261.91	1,858,775.27	
	AMLOGIC SHANGHAI INC-A	10,138	93.05	943,340.90	
	CAMBRICON TECHNOLOGIES-A	4,422	1,247.68	5,517,240.96	
	CHINA RESOURCES MICROELECT-A	21,032	51.11	1,074,945.52	
	GIGADEVICE SEMICONDUCTOR I-A	6,272	201.21	1,261,989.12	
	HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	29,635	15.38	455,786.30	
	HANGZHOU SILAN MICROELECTR-A	102,500	29.94	3,068,850.00	
	HYGON INFORMATION TECHNOLO-A	41,125	228.25	9,386,781.25	
	INGENIC SEMICONDUCTOR CO -A	7,500	84.30	632,250.00	
	JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	34,202	13.60	465,147.20	
	JCET GROUP CO LTD-A	29,800	39.50	1,177,100.00	
	JINKO SOLAR CO LTD-A	122,986	5.50	676,423.00	
	LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A	100,340	19.70	1,976,698.00	
	MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD-A	21,055	138.00	2,905,590.00	
	NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	8,235	399.43	3,289,306.05	
	OMNIVISION INTEGRATED CIRCUITS-A	15,290	127.27	1,945,958.30	
	SG MICRO CORP-A	5,323	74.48	396,457.04	
	TCL ZHONGHUAN RENEWABLE EN-A	36,875	8.95	330,031.25	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOG-A	32,750	12.96	424,440.00	
	TONGFU MICROELECTRONIC CO-A	22,466	38.77	871,006.82	
	TONGWEI CO LTD-A	66,600	23.60	1,571,760.00	
	TRINA SOLAR CO LTD-A	25,418	18.07	459,303.26	
	UNIGROUP GUOXIN MICROELECT-A	6,859	79.44	544,878.96	
	ZHEJIANG JINGSHENG MECHANI-A	17,022	37.71	641,899.62	
	CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	54,700	10.17	556,299.00	
	CHINA VANKE CO LTD -A	414,800	6.32	2,621,536.00	
	HAINAN AIRPORT INFRASTRUCT-A	522,800	4.50	2,352,600.00	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	81,800	7.75	633,950.00	
	オフショア人民元 小計	27,277,379		481,129,510.66 (10,192,247,553)	
サウジアラビア リアル	ADES HOLDING CO	80,157	15.50	1,242,433.50	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	1,182,457	25.16	29,750,618.12	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	46,413	124.80	5,792,342.40	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	80,241	19.77	1,586,364.57	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	257,844	66.55	17,159,518.20	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	9,349	92.20	861,977.80	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	173,237	61.90	10,723,370.30	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	51,079	35.00	1,787,765.00	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	6,159	177.40	1,092,606.60	

JABAL OMAR DEVELOPMENT CO	102,723	17.88	1,836,687.24	
SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	4,207	184.50	776,191.50	
JARIR MARKETING CO	125,000	14.05	1,756,250.00	
NAHDI MEDICAL CO	6,431	120.30	773,649.30	
ALMARAI CO	102,845	49.20	5,059,974.00	
DALLAH HEALTHCARE CO	6,833	154.50	1,055,698.50	
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	16,399	279.00	4,575,321.00	
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	15,924	79.00	1,257,996.00	
AL RAJHI BANK	382,348	107.60	41,140,644.80	
ALINMA BANK	250,177	26.50	6,629,690.50	
ARAB NATIONAL BANK	195,935	25.48	4,992,423.80	
BANK AL-JAZIRA	152,958	12.92	1,976,217.36	
BANK ALBILAD	134,552	29.34	3,947,755.68	
BANQUE SAUDI FRANSI	196,694	18.60	3,658,508.40	
RIYAD BANK	293,961	27.66	8,130,961.26	
SAUDI AWWAL BANK	191,132	32.44	6,200,322.08	
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	88,300	14.02	1,237,966.00	
THE SAUDI NATIONAL BANK	563,249	38.50	21,685,086.50	
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	10,957	206.70	2,264,811.90	
AL RAJHI CO FOR CO-OPERATIVE	7,596	117.60	893,289.60	
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	14,223	160.70	2,285,636.10	
CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	16,655	133.00	2,215,115.00	
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	4,417	262.20	1,158,137.40	
ELM CO	4,641	940.00	4,362,540.00	
ETIHAD ETISALAT CO	71,844	65.60	4,712,966.40	
SAUDI TELECOM CO	384,711	44.72	17,204,275.92	
ACWA POWER CO	27,153	248.70	6,752,951.10	
SAUDI ELECTRICITY CO	162,109	15.71	2,546,732.39	
DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	100,991	18.42	1,860,254.22	
MAKKAH CONSTRUCTION & DEVEPL	16,801	87.35	1,467,567.35	
サウジアラビアリアル 小計	5,538,702		234,412,617.79 (9,456,205,001)	
合 計	725,280,405		285,050,574,318 (285,050,574,318)	

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	メキシコペソ	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	97,360	15,406,246.40	
	メキシコペソ 小計		97,360	15,406,246.40 (126,639,345)	
	ブラジルリアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	246,400	11,428,032.00	
		ENERGISA SA-UNITS	37,400	1,878,976.00	
		KLABIN SA-UNIT	157,800	2,729,940.00	

	ブラジルリアル 小計		441,600	16,036,948.00 (447,403,586)	有価証券分属出書（外国投資信託
投資信託受益証券合計			538,960	574,042,931 (574,042,931)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	613,700	16,631,270.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	216,346	15,555,277.40	
	メキシコペソ 小計		830,046	32,186,547.40 (264,573,419)	
投資証券合計			830,046	264,573,419 (264,573,419)	
合計				838,616,350 (838,616,350)	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 20銘柄	100.0%	—	—	2.4%
メキシコペソ	株式 20銘柄	93.0%	—	—	1.8%
	投資信託受 1銘柄 益証券	—	2.3%	—	0.0%
	投資証券 2銘柄	—	—	4.8%	0.1%
ブラジルリアル	株式 38銘柄	95.5%	—	—	3.3%
	投資信託受 3銘柄 益証券	—	4.5%	—	0.2%
チリペソ	株式 11銘柄	100.0%	—	—	0.4%
コロンビアペソ	株式 3銘柄	100.0%	—	—	0.1%
ユーロ	株式 9銘柄	100.0%	—	—	0.6%
トルコリラ	株式 12銘柄	100.0%	—	—	0.4%
チェココルナ	株式 3銘柄	100.0%	—	—	0.1%
ハンガリーフォリント	株式 3銘柄	100.0%	—	—	0.3%
ポーランドズロチ	株式 16銘柄	100.0%	—	—	1.0%
ロシアルーブル	株式 14銘柄	—	—	—	—
香港ドル	株式 162銘柄	100.0%	—	—	23.9%
マレーシアリングgit	株式 27銘柄	100.0%	—	—	1.2%
タイバーツ	株式 19銘柄	100.0%	—	—	1.0%
フィリピンペソ	株式 11銘柄	100.0%	—	—	0.4%
インドネシアルピア	株式 18銘柄	100.0%	—	—	1.1%
韓国ウォン	株式 81銘柄	100.0%	—	—	12.0%

新台湾ドル	株式	87銘柄	100.0%	—	—	20.4%
インドルピー	株式	160銘柄	100.0%	—	—	15.9%
カタールリアル	株式	13銘柄	100.0%	—	—	0.7%
南アフリカランド	株式	27銘柄	100.0%	—	—	3.5%
アラブ首長国連邦 ディルハム	株式	16銘柄	100.0%	—	—	1.5%
クウェートディナール	株式	6銘柄	100.0%	—	—	0.7%
オフショア人民元	株式	250銘柄	100.0%	—	—	3.6%
サウジアラビアリアル	株式	39銘柄	100.0%	—	—	3.3%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【My SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）】

【純資産額計算書】

（2025年11月28日現在）

I 資産総額	5,865,198,961円
II 負債総額	4,988,039円
III 純資産総額（I－II）	5,860,210,922円
IV 発行済口数	3,074,671,883口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9060円
（1万口当たり純資産額）	（19,060円）

（参考）

新興国株式インデックス マザーファンド

純資産額計算書

（2025年11月28日現在）

I 資産総額	305,964,422,355円
II 負債総額	143,902,165円
III 純資産総額（I－II）	305,820,520,190円
IV 発行済口数	49,992,545,759口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.1173円
（1万口当たり純資産額）	（61,173円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載又は記録するものとしします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとしします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2025年11月28日現在）

資本金の額 ：20億円

発行可能株式総数 ：12,000株

発行済株式総数 ：3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取り締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

〔PLAN（計画）〕

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

[D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2026年 1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	524	17,047,605
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	35	99,195
単位型公社債投資信託	49	153,909
合計	608	17,300,708

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定に

に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第40期事業年度の中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位：百万円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		14,909	18,950
金銭の信託		18,596	18,214
前払費用		429	238
未収委託者報酬		10,943	12,164
未収運用受託報酬		5,967	6,523
未収収益		185	198
短期差入証拠金		3,660	2,476
その他		4,074	3,072
流動資産合計		58,767	61,839
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	219	※1 189
器具備品	※1	436	※1 338
その他	※1	—	※1 4
有形固定資産合計		655	532
無形固定資産			
ソフトウェア		7,463	7,143
その他		61	78
無形固定資産合計		7,524	7,221
投資その他の資産			
投資有価証券		5,753	7,241
関係会社株式		6,077	6,077
繰延税金資産		1,196	1,184
その他		31	31
投資その他の資産合計		13,058	14,534
固定資産合計		21,238	22,289
資産合計		80,005	84,128

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	86	66
未払金	8,475	8,472
未払収益分配金	0	0
未払手数料	5,524	6,159
その他未払金	2,951	2,313
未払費用	797	993
未払法人税等	694	1,743
賞与引当金	719	769
その他	957	705
流動負債合計	11,730	12,751
固定負債		
退職給付引当金	975	1,104
資産除去債務	154	154
その他	42	60
固定負債合計	1,171	1,319
負債合計	12,902	14,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	45,974	48,819
利益剰余金合計	48,574	51,419
株主資本合計	67,813	70,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	454
繰延ヘッジ損益	△1,071	△1,056
評価・換算差額等合計	△710	△601
純資産合計	67,103	70,057
負債・純資産合計	80,005	84,128

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	44,551	50,052
運用受託報酬	11,077	12,144
その他営業収益	356	369
営業収益合計	55,985	62,566
営業費用		
支払手数料	22,341	25,372
広告宣伝費	342	258
公告費	0	1
調査費	5,796	6,470
調査費	1,172	1,511
委託調査費	4,610	4,945
図書費	14	13
営業雑経費	5,887	6,296
通信費	78	126
印刷費	439	406
協会費	56	57
諸会費	29	45
情報機器関連費	5,193	5,570
その他営業雑経費	89	89
営業費用合計	34,369	38,399
一般管理費		
給料	6,981	7,585
役員報酬	385	476
給料・手当	5,432	5,753
賞与	1,163	1,355
退職給付費用	278	305
福利費	747	812
交際費	13	13
旅費交通費	191	175
租税公課	276	300
不動産賃借料	328	324
寄付金	0	—
減価償却費	2,239	2,501
業務委託費	1,544	1,399
諸経費	1,637	1,394
一般管理費合計	14,239	14,813
営業利益	7,376	9,353

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	138	64
収益分配金	0	1
金銭の信託運用益	4,007	—
投資有価証券売却益	1	150
投資有価証券償還益	1	0
その他	12	27
営業外収益合計	4,162	243
営業外費用		
金銭の信託運用損	—	207
投資有価証券売却損	33	17
投資有価証券償還損	1	257
為替差損	1,273	660
デリバティブ費用	3,613	47
その他	3	107
営業外費用合計	4,925	1,296
経常利益	6,613	8,300
特別損失		
システム移行関連費用	—	147
特別損失合計	—	147
税引前当期純利益	6,613	8,153
法人税、住民税及び事業税	1,931	2,519
法人税等還付税額	—	△129
法人税等調整額	95	△25
法人税等合計	2,027	2,364
当期純利益	4,585	5,788

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,218	1,218	1,218

当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
-------	-----	-------	--------	--------	--------

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
当期純利益			5,788	5,788	5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,845	2,845	2,845
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当期変動額				
剰余金の配当				△2,943
当期純利益				5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	94	14	108	108
当期変動額合計	94	14	108	2,954
当期末残高	454	△1,056	△601	70,057

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
建 物	220	百万円	253	百万円
器具備品	823	〃	942	〃
その他	—	〃	1	〃
計	1,044	〃	1,197	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリ毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用してしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2、*3及び（注2）、（注4）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	—	17,579
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	—	4,517	—	4,517
資産計	1,530	20,565	—	22,096
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,551	15,662	—	18,214
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	—	3,785	—	3,785
資産計	2,551	19,448	—	21,999
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(128)	235	—	106
通貨関連取引	—	78	—	78
デリバティブ取引計	(128)	314	—	185

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額887百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,976百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対

照表計上額592百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性にに基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算出した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資有価証券	876	887
関係会社株式	6,077	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	1,829	807	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,950	—	—	—
未収委託者報酬	12,164	—	—	—
未収運用受託報酬	6,523	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	2,053	2,400	—

(注4) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券 (その他有価証券)	-	-	△23	2,000	1,976	-	1,976	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	6,077	6,077

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位:百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

当事業年度（2025年3月31日）

（単位:百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,110	2,402	708
小計	3,110	2,402	708
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	2,651	2,712	△61
小計	2,651	2,712	△61
合計	5,762	5,115	647

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりませ

ん。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	876	887
組合出資金等	359	592

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	528	150	17

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	スイスフラン	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
合計		8,231	—	10	10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,575	—	37	37
	英ポンド	141	—	0	0
	カナダドル	118	—	0	0
	スイスフラン	52	—	0	0
	香港ドル	166	—	1	1
	ユーロ	425	—	1	1
	買建				
	米ドル	139	—	△0	△0
	英ポンド	5	—	△0	△0
	カナダドル	6	—	△0	△0
	スイスフラン	5	—	△0	△0
	香港ドル	1	—	△0	△0
	ユーロ	16	—	0	0
合計		6,654	—	41	41

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンズ ワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	—	△128	△128
店頭	トータルリターンズ ワップ取引 売建	6,179	—	235	235

合計	16,027	—	106	106
----	--------	---	-----	-----

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		2,126	—	1
	英ポンド		4,586	—	7
	スイスフラン		28	—	0
	香港ドル		83	—	0
	ユーロ		63	—	0
	シンガポールドル		448	—	1
合計			7,337	—	10

当事業年度（2025年3月31日）

当事業年度（2025年5月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,947	—	13
	英ポンド		4,700	—	19
	スイスフラン		47	—	0
	香港ドル		122	—	0
	ユーロ		40	—	0
	シンガポールドル		449	—	3
	買建				
	米ドル		16	—	△0
	香港ドル		94	—	△0
合計			7,419	—	36

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	911	993
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	11	△150
退職給付の支払額	△85	△42
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
退職給付債務の期末残高	993	970

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	993	970
未認識数理計算上の差異	△17	134
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104
退職給付引当金	975	1,104
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理差異償却	0	1
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
確定給付制度に係る退職給付費用	155	171

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.4%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度122百万円、当事業年度134百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	63 百万円	104 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	220 "	235 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	298 "	348 "
税務上の費用認識差額	256 "	94 "
繰延ヘッジ損益	472 "	486 "
その他	78 "	169 "
繰延税金資産 合計	1,390 "	1,437 "
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△159 "	△209 "
その他	△35 "	△43 "
繰延税金負債 合計	△194 "	△252 "
繰延税金資産の純額	1,196 "	1,184 "

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が18百万円増加、繰延ヘッジ損益が13百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が10百万円減少しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.06%
法人税等還付税額	—	△1.59%
その他	—	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.01%

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。
- 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
 - 営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,023百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
- ② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引	運用受託報酬	10,721	未収運用受託報酬	5,856
							投信販売代行手数料等	11,500	未払手数料	2,813

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
- ② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

- (エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
- 前事業年度（2024年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）
- 当事業年度（2025年3月31日）
三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	22,367,677円92銭	23,352,414円83銭
1株当たり当期純利益金額	1,528,527円02銭	1,929,475円95銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月1日	当事業年度 （自 2024年4月1日
--	-----------------------	-----------------------

	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		17,328
金銭の信託		21,058
未収委託者報酬		12,730
未収運用受託報酬		6,346
短期差入証拠金		2,629
その他		3,480
流動資産合計		63,574

固定資産

有形固定資産	※1	480
無形固定資産		
ソフトウェア		7,654
その他		84
無形固定資産合計		7,738

投資その他の資産

投資有価証券		6,744
関係会社株式		6,416
繰延税金資産		1,262
その他		31
投資その他の資産合計		14,455

固定資産合計		22,674
--------	--	--------

資産合計		86,248
------	--	--------

負債の部

流動負債

未払金		8,801
未払法人税等		1,519
賞与引当金		526
その他	※2	1,602
流動負債合計		12,450

固定負債

退職給付引当金		1,141
資産除去債務		154
その他		65
固定負債合計		1,361

負債合計		13,812
------	--	--------

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	17,239
資本剰余金合計	17,239
利益剰余金	
利益準備金	500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100
繰越利益剰余金	51,174
利益剰余金合計	53,774
株主資本合計	73,013
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	503
繰延ヘッジ損益	△1,081
評価・換算差額等合計	△577
純資産合計	72,436
負債・純資産合計	86,248

中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	25,098
運用受託報酬	5,803
その他営業収益	198
営業収益合計	31,100
営業費用	
一般管理費	※1 7,553
営業利益	4,473
営業外収益	※2 3,157
営業外費用	※3 2,992
経常利益	4,638
税引前中間純利益	4,638
法人税、住民税及び事業税	1,524
過年度法人税等	△150
法人税等調整額	△89
法人税等合計	1,284
中間純利益	3,354

中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本	
		資本剰余金

	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658
当中間期変動額					
剰余金の配当			△999	△999	△999
中間純利益			3,354	3,354	3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	－	－	2,354	2,354	2,354
当中間期末残高	500	2,100	51,174	53,774	73,013

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	454	△1,056	△601	70,057
当中間期変動額				
剰余金の配当				△999
中間純利益				3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	48	△24	23	23
当中間期変動額合計	48	△24	23	2,378
当中間期末残高	503	△1,081	△577	72,436

注記事項

(重要な会計方針)

第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
(1) 有価証券	
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法によっております。
	(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
	なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
(2) デリバティブ	時価法によっております。
(3) 金銭の信託	時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
	定額法によっております。
(2) 無形固定資産	
	定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間末
(2025年9月30日)

※1	有形固定資産の減価償却累計額	1,259百万円
※2	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

※1	減価償却実施額	
	有形固定資産	62百万円
	無形固定資産	1,102百万円
※2	営業外収益の主要項目	
	金銭の信託運用益	2,976百万円
※3	営業外費用の主要項目	
	デリバティブ費用	2,762百万円
	為替差損	215百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2及び（注2）、（注3）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	中間貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,966	18,092	—	21,058
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	3,217	—	3,217
資産計	2,966	21,309	—	24,276
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(114)	(134)	—	(249)
通貨関連取引	—	(4)	—	(4)
デリバティブ取引計	(114)	(138)	—	(253)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額1,987百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（2）時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸に

については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

区分		中間貸借対照表計上額 (単位：百万円)
投資有価証券		912
関係会社株式		6,416

（注3）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報
第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額と時価とをみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	1,976	-	10	-	1,987	-	1,987	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,987百万円であります。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077
関連会社株式	338
合計	6,416

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,833	2,106	727
小計	2,833	2,106	727
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,371	2,406	△35
小計	2,371	2,406	△35
合計	5,204	4,512	692

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
----	---------------	---------------------	-------------	---------------

	為替予約取引 売建				
店頭	米ドル	6,208	—	△6	△6
	英ポンド	127	—	0	0
	カナダドル	83	—	0	0
	スイスフラン	46	—	0	0
	香港ドル	152	—	0	0
	ユーロ	342	—	0	0
合計		6,960	—	△5	△5

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	11,572	—	△114	△114
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,235	—	△134	△134
合計		16,807	—	△249	△249

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド スイスフラン 香港ドル ユーロ	投資有価証券	739 830 31 27 52	— — — — —	△0 1 0 0 0
合計			1,681	—	0

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,312百万円

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	24,145,344円27銭
1株当たり中間純利益	1,118,322円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	3,354百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	3,354百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ

と。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2026年 1月20日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：342,037百万円（2025年3月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2025年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

m o o m o o 証券株式会社	5,869	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
--------------------	-------	-------------------------------

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

- ①名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ②設立年月日 : 2000年6月20日
- ③資本金の額 : 51,000百万円（2025年3月末日現在）
- ④事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
 - ③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
 - ④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットやSNSのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、名称や利用上の注意事項等を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 洋 一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月26日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMy SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）の2024年10月22日から2025年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、My SMT 新興国株式インデックス（ノーロード）の2025年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン드는継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

成 田 慎 一 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。